

## 令和8年3月6日本会議（一般質問）

◎議長（菅野修一議員）

皆さん、おはようございます。

出席議員も定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第8号によって進めます。

日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

まず、1番 青野隆一議員の発言を許します。青野隆一議員。

〔1番 青野隆一議員 登壇〕

◎1番（青野隆一議員）

私のほうからは、通告にしたがいまして、大きく4項目について質問させていただきます。なお、質問項目につきましては、調査をし、現地に足を運んで説明資料を作成をいたしました。菅野議長より許可をいただき、活用させていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、初めに中長期財政計画について3点お伺いいたします。

1点目は、統合小学校建設費59億円、ごみ処理施設工事費106億円、合わせて165億円となり、過疎対策事業債特別枠の償還方法と償還額の見直しについてお伺いいたします。

2点目は、20年後の尾花沢市の人口は、約7,000人と半減するとともに、高齢化比率は、55.1%になると予測されております。年々重くなっていく後年度負担の対応策について、どのようにお考えかお尋ねをいたします。

3点目は、尾花沢市中長期計画についてであります。財政計画についてであります。大規模事業の動向を踏まえつつ、健全な財政運営となるように、毎年見直しをして、市民に分かりやすく公表すべきと考えますが、市長のご所見をお伺いいたします。

次に、小・中学校1校統合について2点お伺いいたします。

1点目は、福原地区のスクールバスの運行方法についてであります。2月9日付で、令和8年度スクールバス通学昇降場所調べが実施をされ、「市教育委員会と尾花沢中学校で、バスの乗車人数と運行コースを調整した上で、利用していただくバス昇降場所についてお知らせをする。」と書かれておりました。福原地区では、毒沢線、南沢線の停留所としていますが、実際に何回か試走を行って、保護者や生徒の意見を聞きながら、発着場所や運行コースを決定すべきと考えますが、教育長のご答弁をお願いいたします。また、目的から昇降場所までの距離や、クマ対策、降雪期に対す

る安全の確保についても併せてお伺いいたします。

2点目は、閉校後の利活用についてであります。現在、福原中学校は、収容人数206名を想定をした野黒沢地区と芦沢地区の指定避難所となっております。この指定避難所機能とともに、スポ少活動や太鼓練習などの地域利用については、引き続き継続して活用すべきと考えますが、市長のご所見をお伺いいたします。

次に、災害要援護者名簿作成の見直しについてお伺いいたします。本市の災害要援護者名簿の作成については、「市内に居住する一人暮らしの高齢者、障害者等で、災害時に支援を必要とし、なおかつ避難支援者等に情報提供することに同意された方」としております。しかし、この「手上げ方式」では、要援護者本人の自発的な意思に委ねているため、支援を要することを自覚してない方や、障がいであることを他人に知られたくない方も多く、十分に情報収集できない傾向にあると言われております。したがって、国の「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」では、関係機関共有方式により、対象とする要援護者の情報を共有し、その後本人の同意を得て名簿を作成することが望ましいとしています。本市としても、災害時だけでなく、日常の声掛けや見守りなどでも支援ができる、情報共有方式による災害要援護者名簿の作成を行うべきと考えますが、市長のご所見をお伺いいたします。

最後に、第9期高齢者保険福祉計画についてお伺いいたします。説明資料4をご覧いただきたいと思えます。本市の介護用品支給事業は、村山市などの支給要件や支給品目と比べて雲泥の差がございます。市長は、このような格差についてどのように感じておられるのかお伺いをいたします。また、村山市と同じ支給方法にした場合、どれぐらいの財源が必要かについてもお伺いいたします。また、令和5年9月定例会で、私の一般質問に対し、市長は支給方法や支給品目については、第9期介護保険事業計画策定の策定作業の中でさらに検討を進めると回答をされました。具体的にどのような検討がされたのかお伺いをいたします。

以上、4項目につきまして、市民の皆様にもわかりやすい、そして真摯なご答弁をお願いし、質問席からの質問を終わります。

◎議長（菅野修一議員）

市長。

〔市長 結城裕君 登壇〕

◎市長（結城裕君）

皆さん、おはようございます。青野議員からは大きく4つのご質問をいただきました。順次お答を申し上げ

## 令和8年3月6日本会議（一般質問）

げます。なお、2つ目の小中学校1校統合についてのスクールバスにつきましてのご質問は、教育委員会より答弁いただきます。

私からは、初めに、「長中期財政計画」についてのご質問にお答えをいたします。

まず、「統合小学校」及び「ごみ処理施設」に係る過疎対策事業債の償還方法についてであります。それぞれの施設の耐用年数を踏まえ、「元金償還据置なしの30年償還」を予定しております。

また、両事業に係る償還額の見通しについてですが、現時点では、令和13年度に両事業に係る全ての借入を終える予定であり、令和14年度から23年間、約4億5,200万円を償還していくことになるかと試算しております。

次に、後年度負担軽減に向けての対応策についてですが、まず、地方債を発行するにあたっては、補助事業などを活用し、発行額を少しでも圧縮するとともに、地方財政措置のある有利な地方債を活用することで、後年度負担の軽減に努めております。

資金借入後の対応策につきましては、可能な限り「財政調整基金」、「減債基金」、「公共施設整備等基金」、「ふるさと尾花沢応援基金」といった主要な基金に積み増しすることで、公債費の軽減、あるいは、将来求められる需要に応えられるよう備えることが重要であると考えております。

この主要な4つの基金に限って申し上げますと、令和3年度末の残高合計が約25億2,000万円だったのに対し、令和6年度末では約37億7,000万円と3年間で約12億5,000万円積み増ししております。

今年度の「新町中央付近火災のガレキ撤去」、「旧パレットスクエア跡地購入」さらには「今冬の豪雪」に対応できましたのも、基金積み増しによるものと認識しておりますので、引き続き、将来を見据え基金積み増しに取り組んでまいります。

次に、中期財政計画につきましては、持続可能な財政運営のための重要な指針となりますので、毎年、見直しを図り、より精度の高い内容となるよう努めながら、その内容を市民の皆様と共有できるよう公表していきたいと考えております。現在、令和7年度決算見込み、令和8年度当初予算、その他最新の内容を反映した形で改定作業を進めているところでもあり、新年度当初を目途として公表していきたいと考えております。

次に、小中学校1校統合についてのご質問にお答えをいたします。

まず、閉校後の校舎を含めた空き公共施設の利活用につきましては、これまでも定例会のご質問にお答えさせていただいているとおり、第1に「行政上の利用はできないか」、第2に「地域での利用希望はないか」、第3に「民間企業で活用したい意向はないか」の順で検討を行うこととしております。また、これらの活用の見込みがない施設につきましては、空き公共施設解体計画の解体対象施設に加え順次解体していくものとしております。

議員仰せの、福原中学校を活用したスポーツ少年団活動や太鼓練習などにつきましては、バレーボール、柔道、卓球の3種目5団体が活用していましたが、昨年10月からはそれぞれ新しい場所での活動に移行しております。また、現在、学校の貸し館は休止している状況ですが、特段、混乱等は生じていないものと認識しております。

福原中学校につきましては、教育施設としての目的を達成し、その役割を終えた施設として、現在のところ行政上の利用は考えておりません。

これまで、当該施設の閉校後における利活用に関しましては、地域団体のご要望や新春を語る会などを通じ、ご意見を直接いただいてまいりましたが、その際にも私から申し上げましたが、本年4月の福原中学校の統合に伴う「空き校舎」のあり方については、地域において将来の姿を熱く語り合い、その情熱のもとで導き出されました「地域自らが主役となる利活用」に対し、尾花沢市は最大限の支援を行ってまいりたいと考えております。

また、市といたしましては、地域による主体的な取組に並行し、民間事業者による利活用につきましても、地域の活性化に資するものであれば、柔軟に対応してまいりたいと考えております。具体的な展開に際しましては、地域の皆様の意向を十分に尊重しつつ、改めて議員の皆様ともご協議をさせていただきたいと考えております。

なお、福原中学校につきましては、電気や水道というような施設の基本機能は、当面は維持してまいりますので、4月からも指定避難場所として継続していくと考えております。

次に、災害要援護者名簿、いわゆる避難行動要支援者名簿の整備についてのご質問にお答えをいたします。

災害時要援護者避難支援制度については、一人暮らしの高齢者や障がい者などが、災害発生時に安全に避難でき、円滑な救助、援助が受けられるよう、要支援者に関する情報を区長さん方、民生委員の皆さん方と、

## 令和8年3月6日本会議（一般質問）

そして関係団体と共有する制度であります。

国では、平成25年6月の災害対策基本法の改正により、高齢者、障がい者、乳幼児などの特に配慮を要する方のうち、避難等で支援を要する方の名簿を市町村で作成するよう義務付けており、また、従来の「災害時要援護者」という名称から、令和6年4月の同法の改正に合わせ「避難行動要支援者」と改め、その定義は明確化してきております。

議員からは、名簿作成の方式を、本人の同意を前提とする現在の「積み上げ方式」から、行政情報を活用した「関係機関共有方式」へ変更すべきとのご提案をいただきました。

現在、本市では、行政で把握している高齢者や、障がい者等の情報を集約した「避難行動要支援者名簿の本体名簿」を作成し、民生委員の皆様による訪問活動等を通じ、ご本人から同意をいただいたのちに「避難行動要支援者名簿の配布用名簿」として整理してまいりました。

近年の相次ぐ大規模災害の発生を背景に、名簿の作成において、本人から申し出がない限り、同意があったものとみなす「オプトアウト方式」の導入が課題となっており、採用している自治体では、名簿情報の提供を可能とする条例を別に定め取り組んでいるようであります。

個人情報保護法との整合性を図るために、情報を受け取る団体と行政が協定を締結したり、閲覧権限を制限したり、そのうえで「オプトアウト方式」により拒否する権利も保証したりと、自治体における運用面でのリスクが更に上がっているものと感じております。

また発災時には、名簿を作成し配付するという事務的な準備だけではなく、民生委員の方々を中心とした日ごろからの対話や見守りが生きてくるものであると認識しております。そのため、顔の見える関係性を大切にしたい本市ならではの取り組みは、大変有意義であると考えております。

しかし、真に支援を必要とする方を一人も取り残さないためには、従来からの取組を生かしつつも、更に一歩前に踏み出した検討も必要であると感じております。今後は、先行事例や国の動向を注視しながら、本市の地域実情に即した「命を守る名簿」の作成に取り組んでまいります。

次に、第9期高齢者保健福祉計画についてのご質問にお答えをいたします。

介護保険法に基づき、平成15年度から実施している介護用品支給事業につきましては、要介護2以上で住

民税非課税者のうち要件に該当する方に、紙おむつ等の介護用品を支給する事業であります。

初めに、村山市との比較についてですが、本市の令和6年度における支給対象者は114人であり、事業費につきましては、決算額で361万7,000円、品目数は5品目となっております。一方、村山市の支給対象者は705人であり、決算額は約3,000万円、11品目となっております。財源としては、その内約2,700万円が市単独事業となっているようであります。そのため、仮に本市でも同様の支給基準を適用した場合、似たような規模の財源が必要になると予想されます。支給対象者の数が約7倍だとすれば、そのぐらいの差が出てくるのではないかと感じております。

次に、支給品目等の見直しについてありますが、令和5年9月、議員のほうからのお話しでは、7年の9月定例会となっておりますが、令和5年の9月定例会の一般質問に答弁させていただきましたが、第9期高齢者保健福祉計画を策定するにあたり、尾花沢市介護保険運営協議会において、慎重に審議が重ねられ、現計画が完成したものと捉えております。

特に、大きな背景として、国の法改正により、本事業が国の交付対象事業から除外されたことが挙げられます。これにより多くの自治体で計画の見直しを迫られ、極めて厳しい判断が求められる状況にありました。具体的には、品目の拡充はおろか、介護用品支給事業の縮小や廃止が盛り込まれていたからであります。そのため、第9期計画の策定に際し、前「8期計画」を維持または縮小するものに対しては「激変緩和措置期間」を設けることとされておりましたので、当面は有利な財源を活用しながら事業を継続していくという判断が下されたものと認識しております。

現在のところ、激変緩和措置期間は令和8年度までとなっております。令和9年度に向けては、全国の自治体において大きな転換期を迎えるものと捉えております。本市におきましても、在宅介護を担う、ご家族の負担軽減は極めて重要な課題であり、次期「10期計画」の策定過程においては、単に現行の利用者に限らず、広く市民を対象といたしましたアンケート等を実施して、実際のニーズが在宅支援にあるのか、あるいは施設サービスの充実する方向に移っているのかなどを丁寧に見極めてまいります。さらには、物価高騰の影響や介護する家族の状況を考慮しつつ、将来にわたって持続可能な、本市にふさわしい介護支援のあり方を構築してまいり所存であります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

## 令和8年3月6日本会議（一般質問）

◎議長（菅野修一議員）

教育長。

◎教育長（村松真君）

私からは、2つ目の質問の最初の質問、スクールバスについてお答えいたします。

初めに、来年からスクールバスを利用して尾花沢中学校に通学する福原地区の生徒たちへの対応について申し上げます。現在、尾花沢中学校と連携して実施した「スクールバス乗降場所調べ」の結果を基に、生徒たちが安全かつ円滑に登下校できるよう、尾花沢市統合準備委員会で協議を重ねており、教育委員会が新たに策定する「尾花沢中学校スクールバス運行方針」に基づき、運行経路や運行時刻などの最終調整を進めているところであります。

また、停留所の設置につきましても、既存の市営路線バスの停留所を最大限に活用することを基本としつつ、自宅から停留所までの距離の基準を概ね半径500mとし、特に停留所のない地区については、生徒の利便性と安全性を最優先に考え、停車場所を新設するなど、きめ細やかな配慮を行っております。

次に、クマ対策や降雪期の安全対策についてであります。昨今の深刻な運転手不足や運行時間の長時間化、車両確保などに配慮しながら、「バスの適切な運用」と「地域一体となった見守り」を両輪とする、包括的な取組が重要だと認識しております。クマ対策や通学路の安全確保は、学校や運行事業者のみならず、保護者、そして地域社会全体で、子どもたちを守り育てという視点が重要であり、地域一丸となって体制構築に努めてまいりたいと考えております。

降雪期におきましても、学校と連携した通学路点検を継続し、道路状況に応じた運行経路や停留所を柔軟に変更するなど、臨機応変に対応してまいります。

また、昨今の環境変化に対し、マニュアル一辺倒ではない対応が求められていると考えており、今年度もクマ対策や降雪時の道路悪化に際し、即座に「バスの増便」や「経路変更」を行うなど、学校と連携して迅速に対応してまいりました。

来年度以降も、この柔軟かつ迅速な対応姿勢を継続し、保護者・学校・地域と密に連携しながら、その時々々の事案に応じた対策を講じてまいります。初めてスクールバスを利用する生徒、そして保護者の皆さまの不安の一つひとつ丁寧に解消し、万全の体制で統合を迎えられるよう努めてまいります。以上でございます。

◎議長（菅野修一議員）

青野議員。

◎1番（青野隆一議員）

それでは、自席から再質問をさせていただきます。

最初に、中長期財政計画について伺います。この、今後の償還方法についてでございますけれども、元利償還据え置きなしの30年返済ということで方向性が示されました。それでその償還額でございますけれども、令和14年から23年間、4億5,200万円を返還していくというふうなことを初めて今試算をした結果をいただきました。4億5,000万円という数字につきましては、私の頭の中で、鶴子ダムの償還が、ちょうど4億5,000万円、元利償還がだんだん近づくにつれて、いわゆる、実質構成比率が18%を超えて、起債許可団体になった経験がございます。ますますこれからですね、人口が減っていく、あるいは高齢化比率が高まっていくという中で、この4億5,000万円の償還について、私が心配するような起債許可団体ということにならないのかどうか、答弁をお願いいたします。

◎議長（菅野修一議員）

市長。

◎市長（結城裕君）

中長期計画については、皆様方にも何度かご説明申し上げました。そしてまた起債許可団体にならないようにするのが我々の務めではありますし、ならないということをお示しさせていただいている、何度かお示ししているというふうには考えておりますが、改めてなりません。

◎議長（菅野修一議員）

青野議員。

◎1番（青野隆一議員）

財政課長にお伺いいたしますけれども、今、市長からはならないという極めて明快な答弁がございました。市民の皆さんも含めて、人口が減っていく、そして財源が小さくなっていく。そういうような中で、同じ4億5,000万円を23年間返し続ける中であって、絶対ないという、今市長の答弁については、私はいささか疑問がございますが、財政課長いかがですか。

◎議長（菅野修一議員）

財政課長。

◎財政課長（菅野智也君）

お答えいたします。4億5,200万円を、23年間というふうなことで、実は、国営土地改良事業の負担金、こちらのほうも4億5,200万円でした。これは、平成3年から平成27年度までの25年間償還でございましたが、その財源の内訳を見ますと、ダムの償還につ

## 令和8年3月6日本会議（一般質問）

きましては、全部で107億円ほど償還しておりますけれども、実際の市の持ち出しの部分というのが、78億1,000万円というようなことでございました。大体割合にすると73%ぐらいになるかと思っておりますけれども。一方で、今回のゴミ処理施設と統合小学校、こちらのほうは、全体で今の利率で計算しますと、2つ合わせて135億円ぐらいになります。ただ、実際の持ち出しの部分につきましては、だいたい40億6,000万円というようなことで、半分強ですかね。鶴子ダムの部分と比べれば、償還額は多いんですけれども、地方財政措置、普通交付税での措置のほうが、全然ダムの償還の場合と異なってまいりますので、それを基にして、今財政計画のほうを作っておるわけですけれども、現時点では18%、いわゆる起債許可団体に陥るような水準にはならないというふうに試算をしているところでございます。以上です。

◎議長（菅野修一議員）

青野議員。

◎1番（青野隆一議員）

中期計画については、現実に沿った見直しをされるということで、そして市民の皆様にも公表するという答弁がございました。本当にですね、今、これまでにないような多額な大型事業を重ねてやるということについて、市民の皆さんからも、本当に尾花沢の、いわゆる子どもたちや保護者の皆さんたちの世代が、その返済をする時期になった時に、どういう財政状況になっているのか、詳しくですね、やっぱり私は、市報などを使いながら、その中期計画あるいは長期計画について、わかりやすく是非説明をしていただきながら、やはりその返済については、答弁がありましたように、いわゆる基金の積み立てやら、あるいは歳出の縮減等々についても十分な配慮をしていくんだということも併せながら、ぜひですね、特集を組んで議員のみならず市民の皆さんにも公表していただく、そのことをありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次に小中学校の1校統合について再質問をさせていただきます。スクールバスのほうを先行させていただきます。福原中学校でありますけれども、あと1週間で卒業式を迎えようとしております。しかしながら、スクールバスの運行方法、運行時間等々については何も知らされておられません。大変遅い対応でありますけれども、保護者や生徒の皆さんが、今抱えている、そういったどうなるのかという不安に対して、どのように対応されるかお伺ひいたします。

◎議長（菅野修一議員）

こども教育課長。

◎こども教育課長（岸 栄 樹 君）

スクールバスの運行方針につきましては、先にお答えした期間よりも、だいぶ策定が遅れていますこと、大変心苦しく思っております。その内容につきましては、議員もご承知のとおり、尾花沢中学校と連携をして、新年度の福原中学校区の利用する生徒の停留所、利用するであろう停留所の調査を2月中に行っておりまして、その内容を反映させて、最終的に運行の経路について決定するという方針にちょっと変わったところがございます。今後でございますけれども、教育委員会の案として、今運行の経路とダイヤについては、方向性のほうをある程度定めたものがありまして、それをもって、今中学校と最終調整をさせていただいております。その内容・結果を受けまして、まず私どもが想定するダイヤでスクールバスが運行できるのかを確認させていただいた後、春休み期間中に、来年度利用するであろう子どもたちの試乗会なども今調整をさせていただいているところでございます。以上でございます。

◎議長（菅野修一議員）

青野議員。

◎1番（青野隆一議員）

やっぱりですね、保護者や生徒の皆さん方、特に西原地区なんかは、バス停よりも子どもの数が少ないというような状況でございます。どこで待ち合わせするかによっても、その場所によっては、昨日も畑中議員からもありましたように、その地域によって、やっぱりこの1人でポツンといるような場所もありますし、やっぱりそういうところを点検をしながら、私は今試乗をするというふうな話がございましたけれども、本来であれば、冬の一番厳しい時期に、そのカーブの状態であるとか、その吹雪の状態であるとか、やっぱりそういうようなところを試乗すべきじゃないかなというふうに思ったんですが、なぜしなかったんでしょうか。

◎議長（菅野修一議員）

こども教育課長。

◎こども教育課長（岸 栄 樹 君）

先ほど答弁したとおり、運行経路について定まっておりますので、実現することが不可能であったというふうに考えてございます。

◎議長（菅野修一議員）

青野議員。

◎1番（青野隆一議員）

運行経路が定まっていないということではなくて、運行経路を定めるために、実際にですね、地区内を、あるいは子どもの状況に応じた試走をすることによって確定をする。そういう、やっぱり私は配慮というものが必要ではないかなというふうに思ったところです。答弁の中でも、今後クマ対策も含めて柔軟な経路について、地域の皆さんとも話をしながら対応していくんだということにつきましては、私は非常に安心をしたところでありますけれども、先ほど申し上げましたように、今、子どもたちは、尾花沢中学校との統合を目前にしてですね、希望と、そしてまた不安と両方を抱えながら、今卒業式を迎えようとしております。やはり希望は大きくして、不安は小さくできるような対応策についても、今後、試乗も含めながら、ぜひですね、万全を期していただきたいというふうに要望を申し上げます。

次にですね、いわゆる福原中学校の廃校活用についてお伺いをいたします。私、3月に入って、福原中学校を訪問させていただきました。最後の卒業式を身近に控えて、「さようなら福中プロジェクト」ということで、全校生徒が校舎の柱や壁をですね、一生懸命きれいに磨いておりました。この光景を頭に浮かべながら、廃校後の利活用について再質問させていただきます。

3月1日に、こういう福原公民館だよりもが全戸に配布されました。裏面のほうに、福原地区代表区長会からのお知らせということで、スペースを半分ほど割いて掲載をされております。各集落でのこれから、集落の集会があるんですが、福原中学校について話し合いを深めていただきたいという内容でございます。この件について、今後の5校の小学校閉校も同じ考えなのかどうか。そしてまた、福原地区の区長会の皆さん方と、この話し合いについていつされたのかお伺いいたします。

◎議長（菅野修一議員）

総合政策課長。

◎総合政策課長（永沢晃君）

地区公民館の事業の中で、区長会のほうから、今後の主には、中学校の利活用について、市のほうとお話ししたいということで、地区公民館で開催された区長会のほうに、当課の職員が出席して話し合いをしてきた。これが2月中だったかと思っています。以上です。

◎議長（菅野修一議員）

青野議員。

◎1番（青野隆一議員）

今総合政策課長からあったんですが、地区の区長会、いわゆる代表区長会と市の職員のほうでの話し合いがなされたんですか。改めて確認いたします。

◎議長（菅野修一議員）

総合政策課長。

◎総合政策課長（永沢晃君）

4月からの利活用についての話ということで、話し合いをされました。ただ、その際は議論というよりも、市として基本的な考え方を示させていただいたという部分であります。以上です。

◎議長（菅野修一議員）

青野議員。

◎1番（青野隆一議員）

このチラシでは、先ほど申し上げましたように、各集落の定期総会、いわゆる部落総会で、福原中学校の閉校について話をするように書かれております。福原地域全体の区長会の皆さん方が、そういう今回提案された施設の基本的な方向性について、話し合いを踏まえた上で、こういう提案が、私はされてないんじゃないかと。こういうふうな集落の総会というのは、こういった議題ではなくて、それぞれが今抱えている、さまざま、その集落、集落の課題について、あるいは役員について話し合う場でございます。非常に一方的な提案じゃないかというふうに、この反発といいますか、そういう声が私にも届いているんですけども、いかがお考えでしょうか。

◎議長（菅野修一議員）

市長。

◎市長（結城裕君）

ちょっと話の論点が少しずれているような気がするんですが、私は先ほど答弁させていただきましたとおり、私は青野さんをはじめとした団体の方々のご要望、そしてまた、区長さん方ともお話しさせていただく機会もありました。その席上で、私は何度も申し上げました。まず皆様方から、あの地、あの学校の跡をどういうご利用を、要するにご希望があるのかと、それを教えてほしい。そしてまた、それを地区としてまとめていただきたい。それを何度も申し上げているはずですが、ぜひそれをお願いしたい。そういう皆様方が自主的にやりたいことを我々は後押しさせていただきます。まず、もう私が申し上げるまでもありませんが、そういう地区がどんどん今、他の地域で出ています。そこを我々は必死で今さまざまなことで支援させていただきます。それが私はあるべき姿だと、何度もこういう場でも私申し上げます。自主的にやっていた

だくことが、やはりこれから、地域が活性化をしっかり継続していくには非常に大事なことです。それをぜひお願いしたいということで、例えばということで、例題も私は青野さんもご存知だと思いますが、こういうご利用をどうですか、こういうご利用をどうですかと、具体的に私は利用内容まで申し上げました。ぜひそういうことをまとめていただきたい。どういう皆さん方、福原地区として、これをやりたいということをやぜひご提案いただきたいというのが、総合政策課担当レベルでも同じ考えであります。したがって、そういうことが出てきますと、間違いなく地域は元気になります。ただ、一方で民間のほうでも、実はそういう打診来ています。あそこの場所、それについては具体的にまだご紹介申し上げる時期が、ちょっと相手のことでもありますのでできませんが、そういう側面もあります。ぜひ両面でですね、あそこ、まだまだ本当に利用価値のある素晴らしい学校というのを、我々も認識しておりますので、そういう両面で、必ずしも学校はかなり広い敷地がありますので、例えば今、民間の事業者も全部ということではなくて、部分的にとというような、実は打診です。そういうあの全域を全部使うにはなかなか非常に大きい施設だとすれば、地域の方々がこういうもので使いたい、こういうもので使いたいというものがあれば、分割して使っていく。そして先ほども申し上げましたが、避難所機能は残して、避難所としては利用していただくという方向性もありますので、ぜひですね、それをお願いして、一緒にあの地域をしっかり盛り上げられるようお願いしたいというふうに思っております。

◎議長（菅野修一議員）

青野議員。

◎1番（青野隆一議員）

市長からご回答がありましたけれども、やっぱり学校というのは広すぎる。いわゆる1団体とか1グループとか地域だけで使うのはあまりにも広すぎるということで、1月8日、市長のほうに、議長から宮沢地区区長会の要望書が提出されました。その中には、やはり自分たちで使いたい、でもあまりにも広すぎて、やはり市からのたたき台を示していただきたいという声がありました。今、市長の答弁でも、その今後、福原地区の施設利用については、十分支援をしていくんだというような考えが示されましたけれども、やっぱり膝を交えて、地域の中に出向いて、いろんな地域の考えを、特に今回は野黒沢・芦沢地区の方々、身近なところにあるわけですから、ぜひですね、そういう公

共的な利用はないということではなくて、そういうことを積み重ねながら、やはり地域利用を促進をしていただきたいというふうに思っております。具体的にお伺いをしますけれども、今回、具体的に施設を市は活用する予定はないというふうにしております。地域や団体、または民間などで利用する場合は、その利用者が維持管理をするとあります。この利用者が維持管理をするという範囲についてはいかがでしょうか。どのようなことを想定されているのかお伺いいたします。

◎議長（菅野修一議員）

市長。

◎市長（結城裕君）

いわゆるこういう施設を、空き施設も含めてですね、こういう施設をご利用いただくときの利用料とかというものが一応決まっています。したがって、それに即した形をご利用いただくというのが原則だろうと思います。ただ、私が申し上げているように、例えば市民の方々がご利用になるものが、我々が考えている市民サービスとしての一つの大きい括りの中に、一緒にやらせていただくというようなことがあるとすれば、例えば利用料を割引、もしくは利用無料がなくとか、さまざまな考え方は、今後その利用する中身によって議論の検討する価値はあるのではないかなということ、必ずしも原理・原則で、今施設の利用料金がこれだからこれですということではなくて、使用する内容でいろいろ検討していけるのではないかなというふうには思います。

◎議長（菅野修一議員）

青野議員。

◎1番（青野隆一議員）

今市長あるいは総合政策課長から言われたようなことが、実はなかなかその区長会の皆さん、あるいは地域のほうに広がっていないところがあるからこそ、ちょっとさまざまな課題になっているのかなと思います。そういうことをしっかりとですね、地域に下ろしていく。そして地域の考えを吸い上げていく。やはり市は、利用はしないんだということではなくて、市が中立ちになって、そういった地域での利用については、ぜひ中心になって進めたいと思っています。

次に、福原中学校の指定避難所機能の継続をするというお答えでございました。今現在、校舎の水漏れ状況について、分かる範囲内でご説明をお願いいたします。

◎議長（菅野修一議員）

こども教育課長。

## 令和8年3月6日本会議（一般質問）

◎こども教育課長（岸 栄 樹 君）

それではお答えいたします。福原中学校の校舎につきましては、やはり議員仰せのとおり漏水が確認されておるところであります。完全に漏水を防止する措置というのは、なかなか難しいということで、今現在は簡易的に影響のない程度の措置のほうをしっかりと取らせていただいているのが、今の運営の現状でございます。

◎議長（菅野修一 議員）

青野議員。

◎1番（青野隆一 議員）

私もちょっと中を見させてもらいましたら、8カ所水漏れがございました。ちょっと写真にも収めておりますので、あとで提示をさせていただきますが、非常にこの水漏れ箇所が年々小さくなってきているのではなくて、年々大きくなっていくというふうな状況でございます。昨日、鈴木由美子議員の質問で、最近の出火原因として、いわゆる電灯などの配線から発火が見られるとの答弁がございました。そのへんの心配はないでしょうか。

◎議長（菅野修一 議員）

こども教育課長。

◎こども教育課長（岸 栄 樹 君）

お答えいたします。やはり漏水による漏電等につきましては、一番心配されるところでございます。専門業者も交えて、全て確認をし、どうしても一部、火災報知器でしたかね。あちらのほうはどうしても作動させると危険度が高い部分で、どうしても1カ所だけありまして、その部分については、通電のほうを停止をしている箇所もございます。そうやって今、安全性のほうを担保させていただいているところでございます。

◎議長（菅野修一 議員）

青野議員。

◎1番（青野隆一 議員）

今、火災報知器が外れている場所があると、1カ所ということでございましたが、私は2カ所ございました。そしてですね、この水を排水するための排水管が2カ所、導水をしているところがありまして、その排水をしている管が、水漏れがあると、つながないと排水にならないので、そこをつなげます。そうしますと、いわゆる火災報知器が、扉があるんですけども、これが作動しない。これが2カ所ございました。いわゆる防火シャッターが閉じられないことも発生している。こうした状態というのは、消防法に抵触をすることがないのかどうか、消防長にお伺いします。

◎議長（菅野修一 議員）

消防長。

◎消防長（折原 幸二 君）

お答えをいたします。防火対象物の消防用設備につきましては、消防法により設置維持しなければならないものです。消防本部としましては、消防設備に破損や不具合などがある場合は、速やかに改善されるよう改善通知書を書面で送付しております。以上です。

◎議長（菅野修一 議員）

青野議員。

◎1番（青野隆一 議員）

やはり再利用するにしましても、指定避難所として使用するにしましても、その水漏れを防ぐ、いわゆるその工事、何よりも私は優先すべきだと考えます。もう半年もしたら、今、学校職員の皆さんがタライを空けたり、そのパイプを切ったり、その職員の皆さんがいるからこそ、今の福原中学校の水漏れについても何とか耐え忍んでいる状況です。このまま鍵をかけて閉鎖をしたら、半年後には全館水だらけ、1階まで浸水するんじゃないかという危険を持っていますけれども、やはりその、いわゆる水漏れを防ぐ工事、屋根をかけるしか私はないと思うんですが、それを何よりも最優先すべきだと思いますけれど、いかがですか。

◎議長（菅野修一 議員）

市長。

◎市長（結城 裕 君）

先ほど申し上げたとおりですね、今後あの場所、今私も雨漏りしている場所は見てきました。あれはいわゆる校舎、校舎棟のほうだというふうに認識しておりますが、仮に避難所として利用する場合には、校舎のほうではないんだろうと思うんです。体育館のほうが避難所として主に活用される。ただ、校舎棟のほうを今後別のことで使う、使われる予定だということで使う予定が出てくれば、やはりそこは私のほうもしっかり整備した上でお貸しする、もしくは自分たちで使う、そういう形にしたいというふうには思っております。今後の状況によって進めていきたいというふうに考えております。

◎議長（菅野修一 議員）

青野議員。

◎1番（青野隆一 議員）

今市長のほうからもその水漏れについては、工事も含めて対応していくという回答でございました。もう1点ですけど、その4月1日以降、いわゆるその、いわゆる水の排水をする実際の仕方ですね。あるいは指

## 令和8年3月6日本会議（一般質問）

定避難所となった場合、その鍵の開け閉めについてはどのように考えているでしょうか。

◎議長（菅野修一議員）

こども教育課長。

◎こども教育課長（岸 栄樹君）

4月以降の中学校の使い方についてでありますけれども、大きく2点あるかと思えます。校舎棟と体育館棟、大きく2点あるかと思えます。それぞれの建物については、玄関がついておりますので、独立して活用できるというふうに考えてございます。4月以降につきましては、今のところ校舎棟については、方向性が定まっておらないということで、不特定多数の方がご利用するという事は想定してございません。体育館棟につきましては、今後指定避難所として利活用するというふうに認識してございます。以上です。

◎議長（菅野修一議員）

青野議員。

◎1番（青野隆一議員）

3.11が記憶に新しいんですが、いわゆる福原地区について、福原地区と言いますか、その当時は、震度5強でありました。しかしながら、4月7日、いわゆる2回目のほうは、震度5弱でありましたけれども、1番被害が大きかったのは芦沢地区です。瓦礫撤去もして、手続きがされました。非常に大きな災害でございました。今、舟形の広報誌にもですね、これからいわゆる東部活断層帯地震が起きた場合に、この20年間で5%の確率で大きな地震がくるというふうに予測をされています。その際の尾花沢の予測震度は6強となっております。これまでにない地震がいつ起こるかかわらないというような状況でございます。そうした場合に、やはりその避難所としての機能、私は体育館というのは、寺内でも何回も経験しましたがけれども、非常にその避難所としては問題がございまして。寒い、あるいは物音が大きい、そういった課題もございまして。そうした中で、やっぱりこの地域の皆さんの命と安全を守る、むしろ指定避難所として強化をしていく。今、倉庫もありますけれども、そういう視点です、鍵の所在の方法についても、早急に地域の皆さん方と話し合いをして、十分な対応をしていただきたいというふうに思っております。

時間がもうありませんので、災害援助者名簿あるいは、その介護支給の支給品の方については、ご答弁ありましたけれども、まあ他市の状況を見ながら、ぜひですね、その尾花沢としても遜色のない、やっぱり財源を使うものは使って、やっぱりそういった対応を早

期に進めたいというふうに思っております。最後になりますが、私昭和43年の卒業生です。3月29日に、市外、県外からも50名近い同級生が福原中学校に、その閉校ということを知りつけて、みんなで集まろうということになりました。この間ですね、校舎2回建て替えられましたけれども、私たち卒業生にとっては、やっぱりいつまでもその心のふるさとでございます。福原中学校というのは、もちろん教育委員会のためのものではありませんし、79年間地域とともに、地域と一緒に育ってきました。そして7,000人を超える卒業生の思い出がいっぱい詰まった私たちの大切な宝物です。もっともっと地域の皆さんに寄り添いながら、この宝物を壊すのではなくて、生かす方法を一緒に考えていただきたいと思っております。市長からも、そういった思いの趣旨が答弁ございましたので、これからですね、ますますその宝物として存続をし、そして地域の心のよりどころとなるような活用方法についても、ぜひお願いをしたいということを申し上げまして、私の一般質問を終わります。

◎議長（菅野修一議員）

以上で、青野隆一議員の質問を打ち切ります。

次に5番 鈴木清議員の発言を許します。鈴木清議員。

〔5番 鈴木清 議員 登壇〕

◎5番（鈴木清議員）

通告にしたがいまして、一般質問をさせていただきます。

私の質問は大きく2点でございます。1点目は多文化共生社会へ。厚生労働省によると、2025年10月時点の外国人労働者は、昨年から11.7%増の257万人と発表されております。外国人生活者は396万人で、日本の人口の3%になっています。山形県内外国人労働者は3年連続最多の7,283人。県内外国人の人数は、令和5年1万312人で1.02%です。人手不足に悩む県内企業が、即戦力の外国人を労働力として求める傾向があると分析されております。また、昨年7月、全国知事会は、「多文化共生社会の実現に責任を持って取り組むよう政府に求めた提言書」を提出し、10月には、「多文化共生社会を目指す共同宣言」を採択しています。一方、山形県は令和7年3月、「多文化共生推進プラン」を策定しておりまして、「日本人も外国人もお互いを認め合い、地域を構成する一員として、共に活躍できる『やまがた共生社会』の実現を目指す」としてあります。本市でも外国人労働者が多くなってきたことから、外国人との「多文化共生社会」の在り方

## 令和8年3月6日本会議（一般質問）

について以下お尋ねいたします。

①本市の外国人住民の人数、国籍別職種がわかれば教えていただきたいと思えます。

②市役所に外国人総合窓口はありますか。どのような相談がありますか。

③外国にルーツがある子どもたちはいますか。分かれば幼児、児童生徒数を教えてください。学校で日本語特別支援教室の必要はありますか。

④本市で、ベトナム人労働者が多くなっていますが、日本語教室はどのように行って、成果と課題は何ですか。

⑤外国人とのお互いの文化・価値観を認め合う交流企画が必要と考えますが、どうですか。

⑥将来的に市の総合計画に、「多文化共生社会」を目指す視点・プランが必要と考えますが、どのように考えていますか。

大きい2番です。お試し乗車券と公共交通再編。

①A I デマンド交通の「お試し乗車券」の利用実績、効果、課題は何ですか。市民の「のらっしゃい」への理解は進んでいますか。

②A I デマンド交通は、本町地区のみの運行となりますか。行政調査した長野県茅野市の「のらざあ」のように、5地区全域運行とすべきではありませんか。

③本年は、「路線バス、公共交通再編、A I デマンド」と3つの事業がありますが、将来的にはどのような構想計画を考えていますか。

以上で、質問席での質問は終わりますが、答弁によりまして議席にて再質問させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

◎議長（菅野修一議員）

市長。

〔市長 結城裕君 登壇〕

◎市長（結城裕君）

鈴木清議員からは、大きく2つのご質問をいただきました。順次お答えをいたします。

なお、1つ目の質問のうち、外国にルーツがある子どもたちについては、教育委員会より答弁をいただきます。

また、1つ目の質問のうち、外国人住民の人数・国籍・職種と、2つ目の質問のうち、利用実績・効果・課題については、担当課長より答弁いたさせます。

まず初めに、多文化共生社会についてのご質問にお答えをいたします。

外国人総合窓口についてであります。専用の窓口としては特に設けてはおりませんが、市民税務課など

の通常の総合窓口にて、市民と同様に各種届出等の受付を行っております。

最近の特徴といたしましては、就労目的での転入が大半を占めており、窓口での手続きの際は、外国人材支援業者や受け入れ企業の担当者が同行されているケースがほとんどであり、大きな混乱もなく手続きなどを済まされているものと認識しております。

また、窓口で直接寄せられる相談については、現時点では特段目立ったものはございませんが、全国的なものとして、ゴミの出し方などの「生活ルール」や「言葉の壁」による不安、また「医療・健康」や「子どもの教育」といった相談が寄せられていると聞いております。

本市といたしましても、今後こうした多様な相談が増加することを見据え、受け入れ企業側でのきめ細かな対応をお願いするとともに、広域的な地域課題ととらえ、県や関係機関とも連携し対応してまいります。

次に、日本語教室についてであります。人口減少に伴う人手不足への対応として、市内企業におきましても外国人材の採用が進んでおります。一方で、受け入れ企業からは、言葉の壁によるコミュニケーション不足や、文化・習慣の違いによる行き違いなどが課題であるとの声も寄せられておりました。これを受けて令和6年11月に、日本語スキルの向上とビジネスマナーの習得を目指して、日本語教室を試験的に開催いたしました。その結果、企業や受講者から大変好評であったことから、今年度からの本格的な開催に至ったところでございます。

今年度につきましては、参加者の日本語レベルに応じた3グループ編成とし、日本語講師3名によるグループ学習を全20回開催し、ベトナム、ネパール、中国国籍の計13名が参加しております。受講後のアンケート結果によりますと、受講者の8割以上が「日本語が上手になった」と実感され、参加者全員の学習意欲が向上したことが確認できました。さらに、「地域について興味を持つようになった」「買物が困ることが少なくなった」「コミュニケーションが増えた」といった声も多数寄せられております。本教室が地域コミュニティへの入り口としても機能しているものであり、生活の質の向上や孤立防止に大きく寄与しているものと捉えております。

その他にも受講生の声を伺いますと、職場や友人との会話といった日常的な場面で、すでに成果が出ている反面、「病院の受診」や「電話応対」など、より難易度が高く生活に不可欠な場面での、対応力向上を望

む声も寄せられております。

市といたしましても、今後はこうした実生活に直結する実践的なコミュニケーション能力の習得に向けた支援について、さらに具体化していく必要があるものと考えております。

今後も市内企業において外国人材の採用がさらに進むことが見込まれますので、引き続き、企業の生産性向上と、多様な人材が共に活躍できる環境づくりを推進してまいります。

次に、外国人との交流企画についてお答えいたします。

本市における日本人住民と外国人住民の交流につきましては、行政が主導するイベントに頼らず、既に各地域において自然な形で相互交流が進んでいるものと認識しております。外国人住民の方々が、居住地域の自治会行事や伝統的な祭事へ積極的に参加されておられ、生活の場を通じた実効性のある交流が図られております。こうした「顔の見える関係性」の構築こそが、互いの文化や価値観を認め合う本来の姿であり、地域コミュニティの絆組みの中で、十分にその機能が果たされているものと考えております。

交流機会の創出につきましては、既に県主催による交流イベントや多文化共生プログラムが数多く実施されており、市といたしましては、類似の事業を独自に立ち上げるのではなく、これら既存の充実したイベントを最大限に活用し、市民の方々へ情報提供や参加を促していくことが、最終的にはそれぞれの地域における実践的な交流に活かされていくものと考えております。

1番の最後に、市の総合計画における多文化共生社会を目指す視点についてお答えをいたします。

議員ご質問の「多文化共生を目指す視点」につきましては、本市の最上位計画である「第7次総合振興計画」におきまして、多文化共生の推進を主要施策の1つとして位置付けております。前期基本計画においては、「商工業・観光業の振興」分野において事業者が必要とする人材育成の支援を、また、「交流の活性化、移住促進」分野において多文化共生社会の実現を、それぞれ主要施策に掲げております。さらに現在策定作業を行っております後期基本計画においては、新たに「働き手の確保、雇用環境の充実」の分野において、多様な人材が活躍できる環境づくりを促進することを、主要施策と定め、多文化共生社会の実現に向けてさらに協力に推進していくこととする予定であります。

多文化共生社会の実現は、本市が目指すべき将来像

の不可欠な要素となっており、今後も、多様な国籍や文化的背景を持つ方々が、単なる滞在者ではなく、地域社会を共に創る一員として定着することのできる社会の実現を目指し、言語の壁を越えた情報伝達や生活習慣の相互理解など、多角的な取り組みにより住みやすさを追求することで、本市が将来像として掲げる「このまちで ともに 生きる しあわせな時を刻む まち 尾花沢」の実現を目指してまいります。

最後に、A I デマンド交通「のらっしゃい」のお試し乗車券と公共交通再編についてお答えをいたします。

A I デマンド交通「のらっしゃい」は、令和7年10月より持続可能な公共交通のあり方を模索するために実証運行を開始した、山形県内では初となる取り組みであります。これまでの市内循環線は26箇所の停留所間を結ぶ定時路線として運行していましたが、「のらっしゃい」は市街地から徳良湖周辺までを網羅し、利用者の細やかな移動ニーズに対応できるよう、衛生ステーション等の身近にある90箇所を停留所として運行している、本市の新たな交通サービスであります。

お試し乗車券につきましては、A I デマンド交通「のらっしゃい」をより多くの市民の皆様から乗車していただき、乗り方や、その利便性を実感していただくことを目的に、今年度の1月に市報とともに全戸配布したものであります。今後は、令和8年10月からの本格運行に向け、この間の実績や利用者の皆様の声をお聞きしながら取り組んでまいります。

次に、A I デマンド交通の今後のあり方についてありますが、現在の「のらっしゃい」の運行エリアにつきましては、令和6年度共創・M a a Sモデル実証プロジェクトとして実施しており、住民アンケート調査の結果やビッグデータの分析により交通需要の傾向と移動実態を把握したうえで設定したものであります。

また、設定に際しては、交通事業者や専門事業者、地域住民などで構成する尾花沢市地域公共交通活性化共創協議会においても話し合われており、路線バスの利用状況、地域特性、持続可能性の観点から総合的に検討した結果、「交通需要が一定程度見込まれ効率的な運行が可能である」こと等から、市街地周辺及び、徳良湖周辺を対象として導入するに至ったものであります。

議員からは、長野県茅野市のA I デマンド交通「のらざあ」のように、市内全域運行としてはどうかのご提案をいただきましたが、まずは現在の運行エリアにおけるの効果や課題を十分に検証し、持続可能な運行体制を確立することが重要であると考えております。

## 令和8年3月6日本会議（一般質問）

そのため、まずは市街地での運行を確実なものとし、今後運行ルート of 拡大や運行体制を検討する際についても、直ちに市内全域へ運行を拡大するのではなく、運行効率や民間路線等への影響など、多方面から慎重に検討する必要があると認識しております。

次に、「路線バス・公共交通再編・AIデマンド」の事業に関わる将来的な構想・計画についてですが、現在の取組は、本市公共交通の指針である尾花沢市公共交通再編計画に基づき、「おぼくる」や「丹生・安久戸線の運行」、「大石田通学線の開設」、「AIデマンドのらっしやいの運行」などに取り組んできたものであります。当面は、本市の新たな公共交通であるAIデマンド交通「のらっしやい」の本格運行と運行体制の確立に向けて取組を進め、その際の利用者のニーズや効果をしっかり検証していく考えであります。具体的には、今後AIデマンド交通「のらっしやい」のサービスを、既存の公共交通に合わせた料金や時間帯へと拡充していく予定であります。

AIデマンド交通「のらっしやい」は、未来の公共交通体系の構築に向けた、大きな試みでもありますので、この取り組みの成果を踏まえながら、次期尾花沢市公共交通再編計画の中で、将来の構想を具体化していく考えであります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

◎議長（菅野修一議員）

教育指導室長。

◎教育指導室長（齊藤公良君）

私からは、1つ目の外国人との多文化共生社会のあり方についてに関連して、外国にルーツがある子どもたちについてお答えします。

外国にルーツを持つ子どもについて明確な定義がなされていませんので、「日本語が第一言語ではない、海外生まれや海外育ち」の児童生徒、つまり日本語による学習に困難を生じている児童生徒としてとらえ、お答えいたします。

現在、市内小・中学校の児童生徒には、そのような「外国にルーツがある子ども」はおりません。もし、そのような児童生徒が転入してきた場合には、国や県の外国人児童生徒等教育アドバイザーや日本語サポーターの派遣を要請することになるものと考えております。以上です。

◎議長（菅野修一議員）

市民税務課長。

◎市民税務課長（斎藤健司君）

私からは、本市の外国人住民の人数・国籍について

お答えいたします。

住民基本台帳に登載されている外国人の人数についてであります。令和8年2月1日現在で131人となっております。

次に、国別では11カ国にわたっており、主な国籍別の人数を申し上げますと、フィリピンが34名、韓国31名、ベトナム27名、ミャンマー13名となっております。以下、中国、ネパール、台湾、アメリカ、インドネシア、アイルランド、マレーシアについては10人未満となっております。以上となります。

◎議長（菅野修一議員）

企業振興室長。

◎企業振興室長（坂木良一君）

私のほうからは、本市外国人の職種についてお答えいたします。

本市における外国人労働者の職種につきましては、主に製造業、宿泊業、建設業、介護福祉業で就労されていることを把握しております。以上です。

◎議長（菅野修一議員）

市民税務課長。

◎市民税務課長（斎藤健司君）

私からは「のらっしやい」のお試し利用実績、効果、課題についてお答えいたします。

初めに「のらっしやい」の実証運行を開始した10月～12月のこれまでの利用実績であります。運行回数40.3回、利用者45名、1日当たり1.81人、乗合率1.1人となっております。

次に、お試し乗車券を配布後の直近2月の利用実績であります。運行回数が88回、利用者が89名、1日当たり4.05人、乗合率1.01人、2月のお試し券の利用率は24.7%となっております。2月のお試し券の利用率につきましては、利用者のうち24.7%の方がお試し券をご利用している状況となっており、お試し券配布後の1日当たりの利用人数は、配布前の約2倍となっております。

一方で、課題もございます。多様な手法で周知は図っているものの、仕組みや予約方法に対する理解が十分に浸透しているとは言い難い状況にあります。特に、スマートフォン操作に不安を感じる高齢者の方々の支援体制の充実が必要であると認識しております。また、利用者アンケートの結果から、停留所の位置や運行時間の延長を望むご意見なども寄せられております。そのため、「のらっしやい」の制度のさらなる周知徹底と利用環境の改善を図り、これまで利用に至っていない方々にも関心を持っていただき、安心してご利用い

ただける環境づくりを進めていくことが重要であると受け止めております。令和8年4月1日以降、利用拡大に向けた新たな取組を講じていきたいと考えております。具体的には、周知を図るため「出張説明会」の開催や年齢に応じた運賃体系の見直し、運行時間の延長、停留所の増設などを検討し、より使いやすい公共交通となるよう改善を進めてまいります。以上となります。

◎議長（菅野修一議員）

鈴木清議員。

◎5番（鈴木清議員）

それでは議席にて再質問させていただきます。

多文化共生社会でございますが、昨日、和田議員の質問と重なるものがありますが、私なりの角度で質問させていただきたいと思っております。尾花沢に来ていらっしゃる外国人の労働者が131名となっていることに大変驚きを感じております。大体1%、人口の1%というふうになっていらっしゃるしまして、その中で、ベトナムの人たちへの日本語教室の先進的な教室、日本語教室をやっているというのを大変評価されているものと感じております。1%を占めるようになりまして、2070年までには、10%を超えるのではないかと、ヨーロッパ並みになるのではないかとというふうに推定されております。尾花沢でも、外国人労働者がどんどん増えていくことについて、どのような考えを持っていらっしゃるのでしょうか。

◎議長（菅野修一議員）

市長。

◎市長（結城裕君）

先ほどご答弁申し上げたことと、昨日ご答弁申し上げた内容でもちょっと重複するんでしょうけれども、外国の方だからということで、何か我々が、何と云うんでしょうか、受け止め方が変わるということではなくて、私のほうとしては、やはり外国人、日本人問わず、やはりこのまちで安心して生活していただけるのであれば、そこはぜひですね、たくさんの方に来ていただいて、住んでいただければ、そしてまた我々としても、その方々がその生活する上で困難を生じているのであれば、手助けをさせていただきながら、一緒にこのまちで暮らしていけるように、最大限の配慮をしていきたいというふうに考えております。

◎議長（菅野修一議員）

鈴木清議員。

◎5番（鈴木清議員）

市長の大変素晴らしい意見だなと思って聞かせてい

ただきました。山形県の多文化共生推進プランの中でも、外国人も日本人もお互いを認め合い、地域を構成するパートナーとして共に活躍できる社会を目指すんだっていう、多文化共生社会に今移行しているところでございます。いろいろ困難な点があれば、それを解決していったって、尾花沢でも一緒に地域づくりをしていただきたいなと考えております。市内で外国人の方の人とどんなふうに市民が接していただけるかってことをちょっとお聞きしたら。挨拶が元気だっていうのがベトナムの人だそうです。ベトナム語で喋るのではなくて、日本語でこんにちはって言うって言うので、私はベトナム語の挨拶を考えないといけないと思いました。本を買ってきて調べたら、シンチャオと言います。シンチャオ。これがベトナム語のこんにちは。中国語はニーハオ。これも一緒に市民と交流できるようになっていけば、さらにいいなというふうに思います。もう1つ気づいたのは、外国人の労働者が雪下ろしをしているんです。あのベトナム人でもない、ちょっと顔が少し黒っぽいなと思いました。多分インドネシアの人なのかと思って、半袖で雪下ろししてました。私はびっくりして、今年の2月の大雪の中で、雪下ろしを頼むと20件待ちと言われる中で、外国人労働者が汗を流していただいた。思わず手を合わせて拝みたくなるように私は思いました。昨日の一般質問でも雪下ろしをする人が少なくなっているんだ。シルバー人材の方でもなかなか少なくなっているという中で、外国人の方が働いていらっしゃるというのは本当に素晴らしいことだなと私は思っております。

そこでお聞きしたいのは、外国人の住民の方々が必要となる情報の提供がされているかどうか、いろんな情報提供されているかっていうことをちょっとお尋ねしたいんです。尾花沢で評価されているのは、観光パンフレット、銀山温泉の観光パンフレットで、いろいろな言葉で書かれていると。しかし、その他、例えば必要なことと言えば、暮らし全般のパンフレット、ゴミの分け方、出し方のパンフレット、お医者さんに行く情報のパンフレット、教育情報のパンフレット、防災情報のパンフレット、それから公共交通をどういうふうにご利用すればいいかなど、外国人の人が必要なそういう情報をこれから検討する考えはあるかどうか、お尋ねしたいと思います。

◎議長（菅野修一議員）

市長。

◎市長（結城裕君）

先ほど申し上げたとおりですね、ともに楽しく暮ら

していくという中で、やはり支障のある部分は何とか取り除きながら生活してもらいたいということで、例えば今、議員のほうからお話のありましたとおり、銀山温泉にはもう10万単位の方々が来られるということで、そちらのほうは、どちらかというと、少し先を走っているような、いわゆる観光に必要な情報を集約してお示ししていると。一方で、今議員のほうからお話のありました、ここに住むために必要なものというのが、やはりある意味ちょっと遅れている部分はあるのかと思います。ただ一方で、今先ほどお話ししたとおり、私の答弁にあったとおり、具体的にじゃあどうということがということをお話していただいている部分はちょっとあまりないようであります。そういうことなので、今後積極的にですね、そういう方々から、例えばそういうゴミ出しのルールだとか、そういうものの必要性とか、さまざまなことをちょっとお聞きするような場面を作りながら、改善できるものは改善していけるようにしていきたいというふうには思います。

◎議長（菅野修一議員）

鈴木議員。

◎5番（鈴木清議員）

ぜひ改善していただきたいのですが、特にゴミの出し方がわからないのが当然だなというふうに私思っています。山形県、それから山形市では、霞城セントラルの中で、いろんな言葉のパンフレットやチラシがあるそうなんです。まだ私見に行っていないんですけども、そういったものを利用して、似たようなものをぜひ作っていただいて、安心して暮らせるようにぜひしていただきたいと思います。

次の3点目の外国にルーツがある子どもたちということでございますが、定義がはっきりしてないと先ほども仰られておりましたけれども、外国ルーツの子どもっていうと2つあります。1つは外国で生まれて日本にやってきた子どもたち。もう1つは、日本で生まれた子ども。日本で生まれて家族の誰か、親のどちらかが外国人の子どもたち、外国で生まれた子どもと日本で生まれた子どもで2つありまして、日本で生まれたっていう場合、今は令和ですけども、平成の時代では、国際結婚っていうのがありまして、多分私たちの年代が外国の方と結婚して、片言の日本語の中で苦労していらっしゃるっていうのは、私も薄々感じてはいたんですけども、それに対して、やっぱり細かい目線というか、教育的観点、配慮をしていかないと、子どもたちが大変になるのではないかなっていう、私、ちょっと反省しているところなんですけども、その中

でいろいろ調べてみますと、学校のお知らせがわからない。お母さんが外国人だと難しすぎてわからない。例えば、学校から明日水筒を持ってきてください。そしたら次の日水筒だけ持って行って中身は入れていかなかった。中身に何を持ってくる必要があるのかっていう、こうお互いの差がありまして、そういったことに対して、学校で翻訳するっていうことは無理だと思います。学校で翻訳しないで、他のところで翻訳してこうLINEで送るとか、そういったことが今できるようになっているそうなので、ぜひそういったことも含めてご配慮いただきたいなと思います。先ほどいませんっていうことでしたが、2020年に文科省が、外国人の子どもが日本に15万人来ているけれども、学校にちゃんと行ってるかどうか調査をしてくださっていう通達が出されております。そうしたところ、15万人の中で8,600人、子どもたちが学校に行っていないのだと。それではダメなんだということで、きちんと調べて通達をして、学校の中でしっかり配慮してくださいっていうふうなことがありましたので、今後も外国人ルーツの子どもたちがいらっしやると思いますので、ぜひご配慮をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

◎議長（菅野修一議員）

教育指導室長。

◎教育指導室長（齊藤公良君）

学校現場と十分情報共有しながら、そういう家庭、お子さんがいた場合は、十分配慮していきたいと考えております。以上です。

◎議長（菅野修一議員）

鈴木議員。

◎5番（鈴木清議員）

教育的配慮をぜひよろしくお願ひしたいと思います。

4点目の日本語教室についてお尋ねいたします。尾花沢で20回も毎週やっていらっしゃるというのは大変素晴らしいなと思っているところです。先ほどの市長の答弁でも、3つのグループに分けて、もうレベルに合わせて進んでいくんだっていう、そういうのがありまして、私はその、外国人に日本語を教えると同時に、市民がその国の言葉を覚えたらいいのではないかなと思っております。先ほどシンチャオと言いましたけれども、そういうふうな日本語教室に私も参加してもいいでしょうかっていうのをちょっとお聞きしたいんですけども、どうですか。

◎議長（菅野修一議員）

市長。

## 令和8年3月6日本会議（一般質問）

◎市長（結城 裕 君）

そもそも先ほど申し上げたとおりですね、日本語教室の必要性という面で、今さまざまな国から来られている方々が就業する中で、また生活する中でお困りでしょうということで開講している、開催しているものがありますので、それはそういう目的で来ていただいている。一方で、ご参加いただきたいということであれば、それはそれで、特にそれを制限しているものでもございませんので、ぜひですね、ご参加いただきながら、場合によっては全く逆のほうで、ベトナム、ネパール、それぞれの国の言葉でお話をいただいて、習得していただいて、また鈴木議員がその講師として我々にも教えていただくような場面があれば、また非常にありがたいなというふうに思います。

◎議長（菅野 修一 議員）

鈴木議員。

◎5番（鈴木 清 議員）

私、スーパーに行くと、この人は中国人だ、この人はベトナム人らしいなってすぐわかるんですけども、シンチャオというふうになかなか言えなくて、その後が言えないので言えないんですけども、もう少し私は何々ですとか、よろしくみたいなのを言えるようになりたいという、交流企画をぜひ作っていただきたいと思って、⑤の質問に移りますけれども、先ほど市長の答弁の中で、顔の見える関係という素晴らしい言葉使っていらっしゃるなと思って、昨日も和田議員の質問でもあったので感心しているところです。顔の見える関係で、例えば交流企画、県とかいろいろありますけども、尾花沢だと花見をするとか、芋煮会をするとか、それから花笠踊りのまつりに参加して踊ってもらうとか、もっとこう顔の見えるような関係を作ってぜひいただきたいなと思っておりますので、そういったのはいかがでしょうか。

◎議長（菅野 修一 議員）

市長。

◎市長（結城 裕 君）

議員が仰るようなさまざまなイベントにもかなりの方が参加していただいているように、私自身は認識しております。とは言いながらも、まだまだですね、例えば先ほどの話と関連するんでしょうけれども、外国語のパンフレット、例えばさまざまなイベントをですね、外国語で表現したようなパンフレット、広報用ですね、使うなんてことも1つの方法ではあるのかもしれませんが、そういうことも検討してやってくれば、さらに増えてくるのかもしれませんが、いずれ

にせよ、地域のほうに馴染んでおられる方々たくさんおられたりしているようでもありますので、そこを伸ばしていけるようなことを進めていければいいのかなというふうには思います。

◎議長（菅野 修一 議員）

鈴木議員。

◎5番（鈴木 清 議員）

さまざまな交流企画で、他のところで、例えば餃子作りとか、ベトナムの人だとフォーと春巻きを作って食べるっていうか、そんなふうに行っているところがありますので、柔軟に対応していただければなと思います。

ところで、かつて日中友好のつばさというのがありまして、尾花沢でも、北京市の大興区に行って、スイカ博物館を見てきたりしているんですけども、日中友好のつばさは今中止しているのではないかと思います。どのようになっているか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

◎議長（菅野 修一 議員）

総合政策課長。

◎総合政策課長（永 沢 晃 君）

日中友好のつばさにつきましては、県の事業と市の事業ということで、日本の国交回復、中国との国交回復を記念しまして、全国の自治体にその国際交流の協議会を設立しております。その目的は、今議員が仰っている日中友好のつばさというものに生かされてきているということでもあります。ただ、この間、コロナ禍以降ですけれども、県も自治体も直接その国際交流の中での日中友好のつばさはもう実施していないという部分でもあります。ただ、これについては、多分コロナ禍という理由以外にも、いろんな複雑な立ち上げの際も、これも確か議員立法か何かで立ち上がってきているんですけども、今も政治的な不安定な要素もありまして、今積極的に活動していない団体になっている。ただ、団体そのものはまだありますので、市としては、今休止してはありますが、県としてはまだあります。ですので、今後の活動についても、そういう上部の組織の動きを注視しながら、どこの自治体でもまた再生するのであれば、また動き出すのかなというふうにも思っているところであります。以上です。

◎議長（菅野 修一 議員）

鈴木議員。

◎5番（鈴木 清 議員）

また再び友好のつばさがなればよいなと祈念しております。

## 令和8年3月6日本会議（一般質問）

多文化共生について少し国の動きが気になるところでありまして、国の政府の考え方は、移民政策は取らない。それから単純労働者は受け入れないというスタイルでありまして、財界やいろんな関係者からは、外国人労働者がもっともっといっているんだっていう、労働力が欲しいっていう要望があって、そのせめぎ合いの中にありまして、1つ制度が変わるのが、今技能実習制度で3年間来れるんですけども、技能実習の看板が育成就労に変わります。今までは研修をして実習生を引き受けるんだっていう発想から、就労を育成していくっていう発想に変わりますけども、3年間は同じく変わらないんです。日本に外国人が働きに来た場合、その育成就労3年間を経たあと、さらに居たい場合は、特定技能1号、2号と上がっていきます。特定技能というのは5年間なので、2号に行けば、また5年間続けられると。1号までは家族を帯同できない、家族を連れて来れない、2号になって許可を得て、初めて家族が来れるっていうふうなことで、全く単身赴任で日本に10年もいないとできない、10年間家族に会えないっていうふうな、ちょっと問題点もありまして、それはそちらの国の政策ですから、そちらの問題ですけども、そうでなくて、子どもの人権を認めて、家族帯同も認めて、それから転職の自由とか学ぶ子どもたちが学ぶことも含めて、人権優先の秩序のある受け入れをして共生社会を目指してほしいというのが私の考えでございます。これについて議論しても仕方がないと思いますので、今市長が言っていたように、山形の目指すべきものをしっかり計画していくというふうな内容でありましたので、次の大きい問題に移っていきたいと思います。

2番目のお試し乗車券と公共交通再編について、実績、効果、実績など課題など教えていただきましたが、1日当たりの利用者が2倍に増えて4.05人になっていると。お試し券の利用者は24.7%なので、4人に1人利用していらっしゃる。しかし、乗り合い率はあまり変わらないで、1.01人ということで、2月は大雪でしたので、利用することも大変でしたし、それから担当課のご努力も本当に敬意を表したいと思っておりますので、数字で聞いていないのが、利用登録者数はどのくらいになっておりますか。

◎議長（菅野修一議員）

市民税務課長。

◎市民税務課長（斎藤健司君）

お答えいたします。登録者数ですけども、そのアプリ登録されているということで、尾花沢市だけのそ

の人数を把握するということが難しいというふうなことで、正直なところわからないのが現状です。

◎議長（菅野修一議員）

鈴木議員。

◎5番（鈴木清議員）

前回お聞きした10月の時点では66人で、運行回数が54人、利用者が61人だったので、利用者やや近いのかなと自分では思っているところですが、その登録者をぜひ増やしていただきたい。そのまた努力をしていただきたいなと思っているところです。

②について今度質問しますが、AIデマンド交通は、本町のみ運行となりますかということで、まず本町から10月にスタートするんだということでございましたが、お試し乗車券などをして、市民の声として私が考えるに、5地区全域にしてほしいとか、それから大石田まで延ばしてもらえないかっていう、そういった声はないようですか。

◎議長（菅野修一議員）

市民税務課長。

◎市民税務課長（斎藤健司君）

まず市内全域の運行についてですが、現在のところはまず本町地区限定ということで考えております。というのは、これまで循環線がございましたが、年間の利用率が大体1,000名程度となっております。他の路線ですが、例えばですけども、鶴子線であれば6,000の方が利用しております。あと、福原のほうの毒沢線と南沢線、こちらのほうが合わせますと5,000の方が利用しておりますので、全体でその民間線を除きますと、1万5,000の方が市内の路線バスのほうを利用しておりますので、それをAIデマンドで賄うというにはかなりちょっと難しいのかなというふうなこともございます。あと、利用者アンケートのほうですけども、利用者からですが、まず満足している方が9割ぐらいの方からは満足しているというふうな声が寄せられております。あとは、家族に送迎を頼まなくなって助かるという方が37%、お出かけする回数が増えたということが32%、こちらの方ですけども、ホームページの新着情報のほうにアンケート調査のほうを公開しておりますので、時間のある際はご覧ください。以上となります。

◎議長（菅野修一議員）

鈴木議員。

◎5番（鈴木清議員）

大石田駅までとか、5地区全域についてという声はないというふうなことでございます。私たちは、長野県茅

野市に行ってきました、いろいろ学んできたわけがございます。茅野市の場合は、市民からこういう批判があると。路線バス、13の路線バスがあるけれども、補助金で空気を運んでいる。定時定路線で空気を運ぶ必要はない。そういうことではダメなんではないか。そうでなくて、乗る人をきちんと運ぶってことで、A I デマンドに移ったというふうなことです。それから、通学バスを通学だけじゃなくて、通学と通勤と両方合わせて7万5,000人やっているということで、必要な路線バスは最低限残しながら、廃線するところは廃線して、A I デマンドでカバーしてほしいという、その切り替えが私は必要だなというふうに思っているところです。路線バスをなくさないでほしいという声も茅野市でもあったようで、市役所の職員が10地区に出向いて説明したそうです。全部をやっていけばどれだけお金がかかるか、それを我慢してください。A I デマンドに切り替えてくださいっていう説得をして回ったというふうな経緯がありまして、A I デマンドを理解してもらうのに、やはりいろんな説得が必要ではないかなというふうに思うんです。私は、公共交通についてずっと質問してきて、しつこいような聞き方になっておりますが、例えば空白地域を克服するっていうことをどう考えますかってことで、今回空白地域解消ってことで、西野々、大海平、荻袋などを空白地域を解消するっていう提案がされておまして、どういう方法でなされるのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

◎議長（菅野修一議員）

市民税務課長。

◎市民税務課長（斎藤健司君）

こちらのほうですけれども、地域内フィーダー系統確保維持事業という補助事業を使いまして、「おぼく」のほうを展開していきたいと考えております。

◎議長（菅野修一議員）

鈴木議員。

◎5番（鈴木清議員）

空白地域っていうのは、まだまだ私はあるのではないかなって考えておるんです。空白地域の考え方は、前質問したとおり、国交省では直径バス停から1km、500m、300mとありまして、それは自治体で判断していいんだというふうなことでした。空白地域がなくなるように配慮していただきたいということでございます。

最後の③の質問の中に移りたいと思いますが、路線バス、公共交通再編、A I デマンドと3つの事業を合

わせますと1億325万8,000円になります。1億をかけて全部やるのではなくて、A I デマンドで解決しているってことが私は必要ではないかなと思っているところなんです。今、3つの事業でやっていくっていう方法もありますけれども、一つひとつ重なる部分を解消していく。一つで済むところは一つ。通学バスも通勤の人と一緒に混乗するとか、いろんな方法があって、これはトライアンドエラーで一つひとつやっぴきながら解決するものであって、方程式を解くみたいに簡単にはいかないんだっていうのは、私も思っているところなんですけれども、先ほどの答弁では、尾花沢市の公共交通再編計画の中で、次の時期の計画の中で検討していくんだっていうありました。次の計画は何年後、あの計画になるのでしょうか。

◎議長（菅野修一議員）

市民税務課長。

◎市民税務課長（斎藤健司君）

まず計画についてですが、現在のA I デマンドの運行ですけれども、こちらのほうを確実にすると同時に、当面はこの計画、今ある既存の計画を見直しを加えながら進めていきたいと考えております。

◎議長（菅野修一議員）

鈴木議員。

◎5番（鈴木清議員）

ぜひ5年後、10年後、先のことをできるだけ早く計画を立ててきていただきたいっていうのが私の願いです。計画を立てるためには、公共交通の目標をはっきりさせないと私はいけないと思いまして、前にもちょっと聞いたことはあったと思いまして、茅野市は5つの目標があります。住民の移動手段の確保、まちのにぎわいの創出、人の交流の活発化、配車サービスの向上、持続可能な交通手段の導入、そして市長は高齢者の免許返納を熱く語っておりました。動画で見たところ、そういったことを含めて、その地域の人がどういうふうに移動手段していけば、さらによくなるのかっていう目標を定めていただきまして、難しいシミュレーションもしないといけないと思うんです。それは、協議会のほうでしっかり勉強なさって、わからないところは、学者でもいろんな人を呼んできて勉強会するというふうなのを、ぜひしていただきたいと思いまして、協議会で今まで何回やっていたらいいですか。

◎議長（菅野修一議員）

市民税務課長。

◎市民税務課長（斎藤健司君）

## 令和8年3月6日本会議（一般質問）

協議会のほうですけれども、昨年度と今年度を合わせますと5回ぐらいだったと思います。

◎議長（菅野修一議員）

鈴木議員。

◎5番（鈴木清議員）

茅野市を言うとまた叱られるかもしれませんが、茅野市は協議会で60人のメンバーで、5年間で120回会議しておりまして、その中でみんなが学び合って進むという、いうふうなことで、ただ提案されたものを了解するだけではなくて、わからないことを学んでいく協議会にぜひしていただいて、5年先か何年先かわかりませんが、計画を立てていただきたいと思います。

私の考えは、AIデマンドを良いものにしていただきたい。利用されるものにしていただきたい。そのために協議会、それから計画をしっかりと作っていただきたいと考えておりますので、どうかよろしくお願ひしたいと思います。以上で私の質問を終わります。

◎議長（菅野修一議員）

以上で、鈴木清議員の質問を打ち切ります。

ここで昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後1時00分

◎議長（菅野修一議員）

再開いたします。

次に10番 安井一義議員の発言を許します。安井一義議員。

〔10番 安井一義議員 登壇〕

◎10番（安井一義議員）

先の通告にしたがい、3月定例会において一般質問をさせていただきます。

大きく3点あります。1つ目、未利用地、未利用施設の利用活動検討会の立ち上げをしてはどうか。現在、空き地、空き施設、各施設、各地区ごとに話し合いが進んでいると思われませんが、情報共有がまだまだ必要です。各地の進捗状況、問題点、解決等、事例など参考にできることやしてほしいことが山ほどあります。

1つ目、パレットスクエア跡地の購入後活用計画はどのように進める考えか。

2つ目、新町大火による復興計画は。

3つ目、空き店舗、空き家活用の対策は。

市街地の活性化のカギとなる対策を個々ではなく、連携しての対策が必要であると考えます。総合的に対応できる部門があれば協力し合い、より良いまちづく

りがなるのではないかと思います。

2つ目、市民の居場所はどのように考えているか。子どもたちの見守り、高齢者の見守りなどがよく話題に上がります。誰がどのように進めるべきと考えているのか。放課後児童クラブや幼稚園の延長保育、高齢者であればデイサービス、ショートステイなどなど見守りがあります。地域でできる地区公民館、集落公民館こそ、年代を超えた交流のきっかけになると思います。各団体が、そこで一つひとつ各団体が行っている事業で、同様のサービスがあれば、選択肢も増え、利用増になるのではないかと思います。

3つ目、鳥獣被害対策についてになります。クマ、サル、イノシシ、サギ等の出没の対策についてどのように考えているのかお伺いします。個々の動物への対策対処についてはどのように考えているのかお願ひいたします。

以上、質問席での質問を終わります。自席にて再質問させていただきます。

◎議長（菅野修一議員）

市長。

〔市長 結城裕君 登壇〕

◎市長（結城裕君）

安井議員からは大きく3つのご質問をいただきました。順次お答えをいたします。

初めに、未利用地・未利用施設の利用活動検討委員会を立ち上げてはいかがかというご提案についてお答えをいたします。

議員ご提案のまちづくりに係る委員会の立ち上げについては、第7次尾花沢市総合振興計画の5つの柱の一つである「協働のまちづくり」に掲げるものであり、市民の皆さんが自分ごととして地域産業の活性化から豊かで活力あるまちづくりを実現するものとしております。今般のご提案は、その中でも本町地区における中心市街地の活性化を推進する体制についてであります。結論から申し上げますと、施政方針でも触れましたが、まずは令和8年度から庁内における商工観光課内の組織体制を見直し、商工業への支援体制を強化してまいります。その中でも大きく3つ、「旧パレットスクエア跡地への複合施設の設置」、「火災のあった新町中央商店街を含む中心商店街の賑わいづくり」、「北町エリアの公共施設の解体や跡地の再利用」については、将来、当事者となる商工業に携わる若手経営者との意見交換を総合政策課を中心に今年度から始めており、今後は、建設課、防災危機管理課、財政課をはじめとした関係課による庁内検討委員会を立ち上げ

る考えであります。その中で、さまざまな法規制や財源について調整し、近い将来には、市民の皆さまへのアンケートや市民参画型の夢のある話し合いの場を設け、具体的な議論を進めてまいります。

また、新町中央付近火災に係る復興計画についてであります。今回の火災で被災されました建物には、長年地域で親しまれてきた商店も複数含まれており、また、そのほとんどが住居として使用されていたものでもありますので、まずは被災された皆様方の生活基盤の再建として、住む場所の確保が最優先課題であると認識しております。

先の鈴木由美子議員の一般質問にも答弁させていただきましたが、昨年12月に、私と副市長と担当課長とで被災されました皆様方を訪問させていただき、お一人お一人の心の内に直接耳を傾けさせていただきました。そこでは、「住み慣れたこの土地で再び暮らしたい、商売を続けたい」という切実な想いがある一方で、住家や商店を再建するにあたり解決すべき多くの課題に直面されている現状を改めてお伺いしたところであります。皆様それぞれに深い葛藤を抱え、今なお再建への道を懸命に模索されている状況にあることを、市として重く受け止め、深く拝察しております。市といたしましては、被災されました皆様のこうした想いや意向を最大限に尊重し、再建に向けた歩みを強力に後押ししてまいります。

また、空き店舗等の活用については、市内の商業振興を図るために、商業店舗の賑わいの創出と、魅力向上を目的としている商業店舗活性化補助金等を活用した取り組みを推進していくものであります。

この事業については、小売業、宿泊業、飲食サービス業並びに生活関連サービス業のうち、洗濯業、理容業、美容業及び旅行業などで、通年営業を行っている店舗を対象とし、新規出店に係わる内装や外装費用、既存店舗のリニューアル、空き店舗を活用した出店に対し支援していくものとなっております。

国内経済は、インバウンド需要が回復し、人やモノ、経済にも動きが感じられるようになってきておりますが、円安等の影響による原材料・エネルギー価格の高騰や人材確保の問題など先行きが不透明な状況が続いており、三次産業を取り巻く環境は未だ厳しい状況にあると感じております。

本市におきましても、飲食店をはじめとした商業店舗の廃業がみられており、経済活動の低下やコミュニティの喪失による社会的影響が懸念されているところであります。そのため、空き店舗などを活用し新たに

ビジネスを始める方への経営基盤の構築への支援が重要であると捉え、商工会の皆さんや商店街協同組合等の関係団体と共に取り組んでいく考えであります。

なお、この間の商業店舗活性化事業の実績についてであります。令和5年度以降12件の申請があり、飲食業をはじめとした新たな開業、空き店舗の解消により地域経済の活性化に効果があがっているものと捉えております。

次に、市民の居場所はどのように考えているのか、とのご質問にお答えいたします。

人口減少や少子高齢化が加速する本市におきまして、子どもから高齢者までが安心して過ごせる「居場所」の確保と、地域内での「見守り」は、活力ある地域社会を維持するための最優先課題の一つであると認識しております。

本市の第7次総合振興計画では、例示がありました「放課後児童クラブや幼稚園の延長保育」、あるいは高齢者であれば「デイサービス、ショートステイ等のさまざまな見守り」といった公的サービスは、安心な暮らしを支える基盤として欠かせないものであるとされております。一方、「地域で出来る地区公民館、集落公民館こそ年代を超えた交流のキッカケになる」という視点につきましても、子どもたちから大人までが集える場として、公民館は大変重要な役割を担っているものと認識しております。

議員からは「各団体が行っている同様のサービスがあれば選択肢も増え利用者増になるのではないか」との視点に基づき、「世代間の交流が生まれるような取り組みを行う」よう、ご提案をいただきました。市といたしましては、こういった活動を促進するうえで、地域住民や老人クラブ、ボランティアなど、さまざまなモノ・人・サービスをつなぐ役割を担って頂いている社会福祉協議会の生活支援コーディネーターの役割が非常に重要であると考えております。

例えば、上町集落や宮沢地区で行われている「ふれあいいきいきサロンなかよしお茶のみ会」などは、それぞれの地域における団体の自主性が活かされた活動であり、それぞれの活動拠点において地域主体で実施されている事業であります。こうした地域における自主活動を、社会福祉協議会の生活支援コーディネーターによる「ざっくばらんな意見交換」の場などを通じ、地域から自発的に湧き起こる活動を後押ししていくことが、真に豊かな多世代交流を生むものと認識しております。

今後も、地域の皆様が安心して自主活動に取り組め

るよう、「ふれあいいいききサロンなかよしお茶飲み会」を支援する地域福祉活動推進事業を継続するとともに、空き公共施設の利活用などの支援を継続してまいる所存であります。

次に、鳥獣被害対策についてのご質問にお答えいたします。

昨年は全国的にクマの出没が相次ぎ、本市においてもクマの目撃や足跡などの痕跡発見の情報が多数寄せられ、その対応にあたってまいりました。本市の有害鳥獣対策としては、鳥獣の種類全般に言えることではありますが、現在のところ、電気柵による被害防止対策が一番効果が高いと認識しており、電気柵購入に対する補助事業を都度拡充し取り組んでまいりました。また、追払い用の花火を必要とする全集落に無償配布し、地域が一体となった追払い活動を後押ししてきたところでもあります。野生鳥獣による農作物の被害防止・軽減を図るためには、個人が行う対策、地域共助で行う対策、行政が行う対策の三本の矢が一体となって機能する必要があると考えておりますので、引き続き、個人が実施する電気柵設置への補助、地域一体となった活動に対する支援、行政が実施する有害鳥獣捕獲等を強力に推進してまいります。

有害鳥獣対策としては、全般的に緩衝帯の整備や電気柵設置、追い払いやワナによる捕獲を行いますが、議員仰せのとおり、動物ごとに対応が異なってくる部分があります。特に捕獲方法については、クマの場合は捕獲した際の危険防止のため「箱わな」を、イノシシは警戒心が強い「くくり罠」を、サルは群れでの行動が多い「大型檻」をそれぞれ設置しております。また、サギやカワウなどの鳥類については、追い払いや銃による捕獲を実施しています。捕獲には狩猟免許所持者の協力が不可欠ですが、来年度は狩猟免許所持者を鳥獣対策専門員として採用予定ですので、その知識と経験を鳥獣対策に生かしていただけるものと期待しているところであります。

クマの目撃情報の発信については、県で令和8年4月から新たに提供する「けものおと」というアプリを活用していく考えであります。これはスマートフォン等でクマの出没情報を共有するものであり、市町村がクマの目撃情報を入力すると、市民の皆様とも即座に情報が共有されるというものであります。目撃場所や日時も情報として記録されますので、目撃情報があった場所には近づかないなど被害防止対策の一助になると考えられます。まずは、この「けものおと」を活用した被害防止対策を有効活用すべきと考えております

が、クマは自治体の境界を越えて広範囲に移動しますので、あわせて防災行政無線も有効に活用しながら、市民の安全確保と鳥獣被害の防止に努めてまいります。以上、私からの答弁とさせていただきます。

◎議長（菅野修一議員）

安井一義議員。

◎10番（安井一義議員）

それでは、自席より再質問させていただきます。

未利用地、未利用施設の利用というふうには、市のということで特定ということと考えていたところなんです。市で考えているその空き施設というのは、市民も同じように使われていない個人の土地、個人の建物もあるので、同じような考え方ができるのではないかと。いうふうにはちょっと思ったところで、これについて、どうやったら活用できるかということとをしっかりと考えていくということが必要で、市のほうで、こういうふうにしたいという形の、回答といたしますか、その考えがあって初めて実現する、行動できるということになるかと思えます。和田議員のほうからも、いろんな施設のという話が、北町のほうで、私が議員になった時に、いろいろとあったんですけども、その時にやはり、どうしても利用不可のところについては、順次対策を立てて、解体をしていくような手順が必要なんです。なかなか、そここのところの予算の手当ができていない、もしくは、なんか活用できるんじゃないかという市民の思いがあって、踏み切れてないのかなというところがあるので、市のほうでしっかりと、ここはこうにします、いう形ができれば、上柳小学校が、今年度解体される、来年度か、解体されるようですけども、そういった形でしっかりと、まちづくりの中でどうやって進めるのかというのが、大事なかなというふうに思えます。そんな中で、委員会というふうに私が言ったのは、じゃあ、パレットスクエア今どうなっているのか、あと、今後どうするのかというのが、地域住民のほうには、じゃあ雪捨て場で活用できるところは、使ってもいいですよというふうな話とか、あと、一部除雪があって、あの通路が確保できているというところが見て取れるんですが、なかなかそういうところが、どうしてそういうふうな、話し合いの中で進んでいたのかというのがわからないんですが、その辺の、市民との対話の中で進んでいるというのがわかるようなところというのは、何か、市のほうでは、発信しているのかお願いします。

◎議長（菅野修一議員）

建設課長。

◎建設課長（鈴木 敏 君）

パレットのあの跡地の今期間、今期の冬期間の、まあ通行に関してでありますけれども、こちら地域の方からの要望もございまして、まあ地域の方とお話をし、冬期間通行できるようにしたところでございます。以上です。

◎議長（菅野 修 一 議員）

安井一義議員。

◎10番（安井 一 義 議員）

ありがとうございます。地域の方ということですが、ほぼタクシーで、来られている方とか、市内循環バスをご利用で来られる方が、非常に、通行するのに大変だということで、そここのところは、通路が必要なのでないかというのが、以前、土屋議員のほうから、利用については、道路が必要だというふうな、話もあった中での、今回の、対策なのかなというふうに思ったところなんです。やはり複合施設を計画ということですが、その辺のところの話についても、道路については今、住民からの要望があつてと、複合施設については、どのような形で話が進んでいったのかを、経過のほう、分かればお願いします。

◎議長（菅野 修 一 議員）

市長。

◎市長（結城 裕 君）

パレットスクエアにつきましては、私がもう就任前から、いわゆるもう空き施設、まあもちろん公共施設というじゃなくて、民間の施設として、空き施設がもう存在していたわけです。まあそういう中で、もともと、さまざまな利用をされてきて、あの場所を中心とした、賑わいの中心地だったというふうに私も覚えておるんですが、まあそういう中で、あの施設が、あの建物が、いわゆる使用、利用がもう終了するというようなことで、それでは、あの施設が今後どうなっていくんだろうかと。民間の皆さんも民間の所有地でもあったし、所有の建物でもあったということで、民間の方が何かされるのかなという中で、なかなかそれも進んでいかない。そして、特に利用の予定もないというようなことで、さまざまな場で検討されてきたというふうに理解しております。もちろんそのさまざまな中には、議会の皆さん方も、いろいろご検討いただいたというふうに承知しております。そして、最終的には建物を除いた形で、土地だけをまず所有させてもらうということが、議会の皆さんのほうでも決めていただき、そして市としてもその方向でということで、方針が決まって、しかし、その方針のもとで、じゃあその

後は何にするかというところは、具体的には、その時点でも決まっていなかったと。それにはやはり民間の方の所有物だということがやはり前提にあつて、それを勝手に我々が何か使うというわけにもなかなかいかなかったというようなことで、そしてなおかつ、それではじゃあ更地にして我々が購入させていただきたいという意向を伝えたところ、なかなかそれが折り合いがつかなくて、期間が結構長くかかってしまったというのが現状だったろうと思います。そしてやっとなんて昨年ですか、調整がついて購入させてもらったということで、したがって、まあちょっと話が長くなってしまいましたが、その間にですね、住民の方々から、私もいろんな形でお会いする中でお聞きしているものは、やはり従来あの建物の中に設置してあった子どもの屋内の遊び場、これはやっぱり必要でないかということなどは、いろんな方からお声をお声をお聞いていると。そしてもちろん、そのあそこはバスの発着場でもありますんで、その待合所の機能、今も非常にバスの利用者の方々にはご不便をおかけしているというふうに思っておるんですが、あそこにやはり待合所のしっかりした待合所機能、遠くから来られる長距離のバスだとすれば、あそこがやはり尾花沢市の玄関にもなりますので、その待合所機能としての施設というものは、やはり必要でしょうということで、少なくとも子どもさん方の遊び場、そして待合所機能、これはやはり複合施設の中にしっかり入れていかなければいけない。そしてまたそういう声がある。それ以外の部分については、さまざまやっぱりお聞きしている中では、例えば高齢の方々も集える、さまざま集える場所、あとはやはり、もともと商業店舗も入っていたということで、商業店舗、ものいわゆるさまざまなものを購入できるような場所、そんなところも必要だということな、まあさまざまご意見をいただいているところなんですけれども、それを具体的にこれからお話をさせていただく場として、まあ検討委員会、そしてある程度今お聞きになっている範囲での、我々が青写真みたいなものをやはりお示ししていくと、話もこう進んでいくのではないかと。また余計なことになってしまうとあれなんで、ちょっとやめます。やはりですね、住民の方々とお話をさせていただくにあたって、今我々がもうあの土地は我々の土地として、公共の施設、土地として取得していますので、これはやっぱり我々からしっかりこういう使い方をしたいという提案をさせていただくと。そしてそれに対してさまざまな地域、特に上町地区の皆さん、そして広く市民全員の方にいる

いろいろ話を聞いた上で、その複合施設に入れる、引き落とされるようなものを準備していくということをご話しさせていただきながら、できる限り早急に青写真を作っていきたいというのが私の思いであります。施設そのものは、やはり今の大型事業が少しこう一段落するあたりで、着工を進めていくというような流れで、そしてまたそれは、何度も申し上げるように、まちの中心部にずっと、何と言うでしょうか、範囲を広げた形で進めていきたい。その一部分としてパレットスクエアを整備していきたいというような考えであります。

◎議長（菅野修一議員）

安井議員。

◎10番（安井一義議員）

青写真を出していただけるというお話を初めて伺ったので、非常にびっくりしているところです。以前、話されていたのは、どういうものが必要なのか、市長と語る会など、あと地域でそういう話があった時に、いろいろとご意見あればということでの話だったと思うので、自分としては、やっぱり民間の活力を活用した形での待合所、以前はやっぱりその、山交の駅だったところから、いろんな施設ができてきたところの経緯があるので、その民間でのいろんな開発、いいものがないのかなというふうには考えていたところなんです。市のほうで土地を購入し、そこをしっかりと活用していただけるということで、今回複合施設ということで、バスの待合所と、今市長の言われた考えの施設をということで、それ以外についてはということで、まだまだ開発するスペースはあるので、今後もしっかりと開発をしていただきたいというふうに思っています。私のほうで、やっぱり今パレットスクエアという状態でというふうに説明をするときに、やっぱりまだなかなか決まらなくてという話をしていたんですけども、やっぱり市民の方、どんななんべね、雪あつしつというふうなことを言われているので、自分は雪押し場にはしたくなかったというのもあって、やっぱりいろんな形で、きっちり、いい形での設備、施設、建物を構築していただきたいという気持ちがあつて、市のほうで、それを青写真で出していただけるという回答をいただきましたので、ぜひ、どんなものがあとできるのかということをしつかりと話をし、みんなが意見が言えるような場所をぜひまた検討していただければというふうに思います。で、この中に、周辺のということなのでやっぱり市役所までの通りで、だいたい消雪道路の痛みだったり、あと活性化センター

じゃなくて商店街、あと火災のあった商店街のところということで、まだまだ開発手を入れて活力あるまちを作っていただかないといけないので、そこだけ重点的にということではなくて、まずはできることから少しずつ進めていただきたいというふうに思います。しっかりと、いろんなところで意見交換会などを開いていただいて、やっていただきたいと思いますが、市長いかがですか。

◎議長（菅野修一議員）

市長。

◎市長（結城裕君）

安井議員にはご理解いただきたいんですが、決して住民の皆様からお話しいただく機会がないということではなくて、もう私らのほうが今、私のほうは、さまざまな意見をいただいた中から、特に多いのが子どもの子育てする屋内で遊ぶ場が必要だと。「ABESA」があったものが「おがあ〜れ」に移転したということで、当初「おがあ〜れ」に行く時もやはり町の中心部に欲しいということが非常に大きくてですね。でもやはり急いで代替りのものを準備するには、あそこが一番適地だというようなことで、あそこに移ったということで、その子どもの屋内遊ぶ場が一番大きかったというのがそこなんです。そこで青写真というのは、あくまでも我々が勝手に作るということではなくて、何もないと議論が進んでいかないんじゃないかと。ですから、例えば箱ものを準備させていただいて、入れるものを皆さんと議論していきたいというようなイメージなんです。なおかつそれは我々が単独でやるということを選択して決めているわけでもなくて、可能であれば民間の方々の力をお借りして、民間の方々が例えば出資していただいて、建物を作ってください、管理までやっていただいたものを、我々がその維持費としてお支払いをしていくような、公と民がですね、うまくこう、それぞれウィンウィン、それぞれがうまくそれぞれの思いが遂げられるような施設にしていきたい。それをあくまでも皆さんとお話をした上で決めていくということをご希望です。ご理解いただきたいということをお願いしたいと思います。

◎議長（菅野修一議員）

安井議員。

◎10番（安井一義議員）

青写真ということではなくて、その建物あった場合にどういうものが必要なのかということをお話の方から聞いていただけるということで、市民のほうの要望もしっかりできるような施設に考えているということで、

ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、市民の居場所作りということで、先ほどちょっと関連するんですけど、やはりその居場所ということで、今、上町地区にやっているものとか、あとお茶飲みということで、非常に予算を割いていただいて、地域の方がそれぞれに思い思いに集まって話ができる場所を作っていただいている。非常にありがたいことだというふうに思っています。あと、地域コーディネーターの方のその活動の中で、そのサービスのいろんなものをつなぐ中核になっているということで考えているという答弁については、そのとおりだなというふうに思ひます。この中で、上町の「おじやのんで家」というのを今やらせていただいています。これは私が議員になった6年前に、うちのおふくろがやっぱり認知症が、その当時はまだ認知症という言葉は使わなかったですね。物忘れがあつて、なかなか一人で置けないので、何人かで集まる場所を作りたいねということで始めたのが、今のおばね集会所「おじやのんで家」というところで、民間の方の空き家をお借りして始めようということで始めた事業になります。その中で、やはりその5年を経つと、やっぱり今まで何人か元気だったうちのおふくろは、今年ちょっと1月に他界したし、あと同級生だった今の代表しているお母さんのほうも今施設のほうで過ごされていると。あともうひと方は今入院されているということで、非常に日々変わっていく状況の中で、しっかりといつでも戻ってこれるんだよ、いつでも使つていいんだよというような場所があると、自宅ではなくて、そういう仲間、友達がいるところということが非常に力になるんじゃないかなというふうに思っているところです。当初始めた時は、デイサービスや施設にまっすぐやるんじゃないなくて、やっぱり自分たちで見れるところは自宅、あとそれ以外でやりたいということがあつて、じゃあ負担なしで、その市のほうの行政側のほうのお金がなくとも、自分たちでなんとか運営費捻出してやりたいというところがあつたんですが、そこは生活支援コーディネーターの方からそういう事業をするのであれば、こういうサービスがあるんで使つたらどうかということで、非常に心強く思つたところです。そこで5年を経過して、現在も継続してやらせていただいていますので、非常にありがたいなというふうに思ひます。やっぱりなかなか個人個人で集まつてる中で、同じことを考えてはいるんですけども、なかなかその実際にその見てその利用してもらおうというのはすごくやっぱり大変でした。その中で、やっぱりどうしてもそのポ

ランティアという表示がすごく大変になってきているところではあります。やはり仕事をしながら面倒を見るということになるので、その辺のところを、今回その複合施設ということなので、その中でしっかりと考えていただけるようなことをお願ひしたいなというふうに思ひます。場所的に、その同じところで老人とその子どもたちということで、そういう触れ合いができるような場所をというふうに思ひますが、その辺のところの対策とかは何かできないかと思うんですが。

◎議長（菅野修一議員）

市長。

◎市長（結城裕君）

先ほど複合施設のちょっと話をさせてもらったんですが、私も一方でその子どもさん方の屋内の遊び場に、さらにやはり高齢者が集える場所ということも先ほど申し上げましたが、そこをやはり一体的に交流できるような場になればいいのかなと。親御さんも本当に幼児のお子さんも、もう少しこう、年を重ねたような小学生クラスの子どもさん、そういう方々と高齢者がいわゆる交流できるような場所になっていければ、すごくその安井議員が仰っているような世代間の交流なんかも出てきますし、高齢者の方々も、若いお子さんと交流できるというのは非常に楽しい場になるんじゃないかなというふうに思ひます。したがいまして、私が考えているイメージとしては、そういう場所にしていければなど。今後そういうものも含めて、皆さん方のご意見をいただきながら、ぜひ実現していけるように、そしてまた民間の力もお借りできるようにしていきたいと、本当に安井さんが仰つたように「おじやのんで家」、私もつい数カ月前に賀詞をお持ちした時にちょっと寄らせていただいて、本当に本当にほんわかした和気あいあいで、つい私もほわっとこう、癒された場所になりました。本当に素晴らしいこの活動を、その中心の方を中心として、安井議員その他の関係者の皆さん、本当に素晴らしい活動だと思ひます。ぜひですね、これからも議員のお力も含めて、地区の方々もぜひご支援いただいて、しっかりと継続していけますように。そしてまた何かあるようであれば、課題解決したいこと等あれば、ぜひですね、地域支援コーディネーターでも結構ですし、我々のほうに声を届けていただければ、支援させていただけるように頑張つてまいりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

◎議長（菅野修一議員）

安井議員。

◎10番（安井一義議員）

ぜひ複合施設ということで、しっかりと尾花沢にこの施設があるんだというようなものをよろしくお願ひしたいと思ひます。

では次に、3番目、鳥獣被害対策についてということで、この中でその電気柵の補助、あと地域一体となった活動に対する支援、あと行政が実質捕獲を強力に推進していくということですが、一つはやはり近寄らせないということが必要かと思ひますが、森や畑と河川敷等々の、あとはその市街地の整備については、現在どのように計画をされているのか。刈り払い等、河川のほう、県のほうからまだいぶクマの出没があつてということなんです、その辺のところはどのように今後進めていかれるのかお願ひしたいと思ひます。

◎議長（菅野修一議員）

農林課長。

◎農林課長（五十嵐満徳君）

お答えをいたします。やっぱり人と野生動物を棲み分けるとするのが最も重要であると思ひます。これまで、本市におきましては、緩衝地帯の整備ということで、県の事業を活用いたしまして、バッファゾーン整備を実施してきているところでございます。令和8年度につきましては、二藤袋地区を地域の皆さんの協力を得ながら実施する予定としております。また、今後につきましても、地域の皆さんのご要望等をお聞きしながら、引き続きバッファゾーン整備のほうを実施させていただきたいなというふうを考えております。以上です。

◎議長（菅野修一議員）

安井議員。

◎10番（安井一義議員）

ぜひバッファゾーンという緩衝帯のほうの整備のほう、よろしくお願ひしたいと思ひます。二藤袋については北郷、ちょっと離れてますが、北郷等でやはりちょっと人的被害があつたところでもあり、非常にクマの出没が何年前からあつて、やっぱりちょっと気になっていた場所ではあるので、しっかりと整備をお願ひできればというふうと思ひます。

次に、その狩猟免許所持者を鳥獣対策専門員としてということで答弁ありましたが、今朝の山新には、ガバメントハンターという表示になっていますが、これはガバメントハンターということではよろしかったでしょうか。ちょっと確認なんですけれど。

◎議長（菅野修一議員）

農林課長。

◎農林課長（五十嵐満徳君）

お答えいたします。令和8年度から狩猟免許所持者を農林課のほうに配置したいということで、ただいま検討中でございます。ガバメントハンターにつきましては、国の環境省のほうで、昨年のクマの急激な出没によりまして、捕獲者を市町村に配置するという検討を国ではしているようでございますけれども、まだ詳細については、市町村のほうに下りてきていないような状況でございます。本市におきましても、昨年度の急激なクマの出没もございましたので、早急に狩猟免許を所持している専門員を配置しながら、鳥獣対策に当たる必要があるなということで、ガバメントハンターという意味合いで、新年度採用させていただきたいなというふうを考えております。以上です。

◎議長（菅野修一議員）

安井議員。

◎10番（安井一義議員）

ガバメントハンターというと、その市の職員の中からハンターが出るのかなというふうには思ひていたんですが、採用されるということで、採用の基準とかはあるんですか。例えば年齢制限だったりとか、当然その狩猟の免許を持ってる方という形にはなるんですが、年齢等の制限等とかはあるのかお願ひします。

◎議長（菅野修一議員）

農林課長。

◎農林課長（五十嵐満徳君）

お答えします。現在考えている職員につきましては、現在猟友会の会員の方で、狩猟免許を取得している方を採用したいというふうを考えております。年齢とかは特に制限はしておりません。以上です。

◎議長（菅野修一議員）

安井議員。

◎10番（安井一義議員）

ぜひある程度の、やっぱり経験がある程度で、かなりの経験がないとなかなか立ち向かうのは難しいのではないかというふうには思ひていましたが、年齢制限がないということで、熟練の方が、多分でもその採用になるということですので、ぜひその技術を、その場に立ち会った方々がしっかりと受け継いでいって、しっかりとその安全の確保に努めていただきたいなというふうには思ひます。

次に、「けものおと」というアプリを使って、クマの生息地の表示をするということなんです、これは市のほうの個人でデータを入れるんじゃないかと、市の

## 令和8年3月6日本会議（一般質問）

ほうの人が行政側で入力をして、山形県内という全件がわかるような仕組みになるということによろしかったでしょうか。

◎議長（菅野修一議員）

農林課長。

◎農林課長（五十嵐満徳君）

お答えいたします。「けものおと」のアプリでございますけれども、現在山形県におきまして、このアプリの試験的に実証試験をやっているところでございます。このアプリにつきましては、県内市町村全域でございまして、住民からのクマの情報を市町村に寄せられたものを、市町村の職員がそのアプリに発生した日時、そして場所を入力すると、県のそのアプリの方が市民住民に周知できるというようなアプリでございまして、県のほうでは、令和8年4月から本格稼働を目指しているという情報が入ってきておりますので、もしアプリのほうの本格稼働いたしましたら、市民の皆様にもいろんな形でご紹介をさせていただいて、有効に活用できるようにしてまいりたいというふうに考えております。以上です。

◎議長（菅野修一議員）

安井議員。

◎10番（安井一義議員）

やはりその、どこに出ているというのがある程度わかることで、やっぱり注意喚起、あとは、なんていいますか、その市民のほうの安全なところの、この辺は、この辺っていうか、その言い方おかしいんですけど、この辺はあまり出ないよねとか、この辺ちょっと出るところだねってというのが、市民のほうの個人の判断ができるというのは非常に私はいいんじゃないかなというふうに思います。

ただ、市民の情報を行政のほうで一度まとめて入れるということなので、市民のほうの、ここを出たよってという通報がないと、そのわからないところがあるので、その辺は、例えばカメラで何かするような方法とかがあるんじゃないかと思うので、ぜひ自動でクマが出ているというのがわかるものを、防犯カメラでも何でも、動物の動きで、クマだったりイノシシだったりってというのが最近わかるようなシステムもあるようですので、ぜひその辺のところは、市民からの通報でなくても、この辺ちょっと出てるねというのがわかるような判断が必要ではないかなというふうに思いますが、簡単ではないので、それを設置してくださいということではないんですが、やはりその市民からの大事な通報をしっかりと県のほうに上げていただければという

ふうに思います。あと鳥について、先日、東京の農林水産省の職員の方からお話を伺う機会があって、鳥獣、鳥のほうの被害ということでは、あまり尾花沢にイメージなかったということなんですが、やっぱり養殖場も何カ所もあり、なかなか被害があるんじゃないかなというふうに思っているんですが、その辺のところの対策というのは、何かあったのかなと思って、ちょっとすいません。再質問の中でわかる範囲で結構ですので、よろしくお願いします。

◎議長（菅野修一議員）

農林課長。

◎農林課長（五十嵐満徳君）

鳥類の対策でございまして、非常に本当に鳥類の対策については、猟友会の皆さんも苦慮しているのではないかなというふうに思っておりますけれども、やはり市長の答弁にあったとおりですね、まずは追い払いをするか、あとは捕獲する対策を今取っておりますけれども、なかなか相当の技術を持ってないと捕獲も大変だという猟友会の話もありますけれども、まずはやっぱり追い払って捕獲する、これまでのやり方を継続させていただきたいなというふうに考えております。何かいいアイデアがあれば教えていただければと思います。以上です。

◎議長（菅野修一議員）

安井議員。

◎10番（安井一義議員）

やはりその追い払い、あとは猟友会の方の協力を得てということなんですが、これから計画されている、例えば養殖場等については、屋根をかけたリネットをかけたリということ、対策を合わせてできるのではないかなというふうに思いますので、その辺のところはしっかりと今後、事業化、もしくはその新しいケースを作りたいというような話があった時には、ぜひお話を聞いていただいて、鳥対策よろしくお願ひしたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（菅野修一議員）

以上で、安井一義議員の質問を打ち切ります。

次に、7番 菅藤昌己議員の発言を許します。菅藤昌己議員。

〔7番 菅藤昌己 議員 登壇〕

◎7番（菅藤昌己議員）

それでは、先の通告に従って一般質問、最後の質問をさせていただきます。

## 令和8年3月6日本会議（一般質問）

まず1点目ですけれども、豪雪対策について質問いたします。今年の冬は短期間の中で、継続した降雪で、市民にとって除雪労力と経費も大きな負担となっております。豪雪対策本部を設置し、市民の命と安全を守るとともに、生活の利便性の確保に尽力を尽くされました。また、災害救助法も適用になり、10日間延長もいたしました。

以下について質問いたします。1点目ですけれども、豪雪対策本部が設置されました。除雪券につきましては、対策本部設置後1万円の増額をいたしました。これは例年のことかと思えます。この冬、単身世帯、老人の二世帯を訪問しましたが、こたつに入り暖房が入っていない世帯がありました。せめて石油ストーブぐらい焚いてほしいなと思ったところでございます。やはり除雪券とともに、灯油券もセットで増やしたいなど、増やしてほしいと思っております。

2点目は、雪に関する経費として税法上、雑損控除というものがございまして。どういったものが該当するのか、本市においては、生活する上で、除雪機の購入、燃料代、屋根や家の前の融雪装置など、本市ならではの経費を要しております。雪のないところではいらない経費がかかります。本市においては除雪機の助成を行っておりますが、助成の拡充を、さらに図ってはいかがでしょうか。

3点目は、本年、空き家等の、緊急による市による雪下ろしを実施いたしました。その実績と基準を教えてくださいたいと思えます。

市内を回ってみますと、空き家の屋根において、多分1回も雪下ろしをしないだろうなというところが見受けられました。また、問題として畑中議員も質問しておりましたが、空き家の隣近所から、危ないとの意見をいただいております。特に屋根の頂上に残った雪が塊となり、非常に見ただけでも危険な状況が見受けられました。その塊をどうすればいいのかと質問されたんですけれども、なかなかいいアイデアがないんです。これは本市だけではないんですけれども、将来的な研究課題になると思えますけれども、事故がなければいいなというふうに、常々思っているところでございます。

4点目ですけれども、流雪溝の管理です。地域の監視人に委託して、流雪溝の流量を調整していただいておりますが、先に報道されましたNTTとの協定の中で、流雪溝の画像での監視を行うというところで、いい結果が出ればということで期待しているところです。その詳細を教えてくださいたいと思えます。また、流量調整を自動化しているところも新潟県等であると思えます。

ぜひ研究と調査をしてほしいというふうに思っています。

5点目は、豪雪対策本部設置後、市への雪の処理要望等が、多く受け付けられていると思えます。担当の気苦労は並々ならぬものがあるかと思えます。新年度よりLINEを使った、市役所に来庁しなくてもよいように、SNSを活用する方向できております。雪の状況を市への連絡方法として工夫していただきたいなというふうに思っているところでございます。

6点目ですけれども、畑中議員も質問しておりましたが、雪国の暮らしを明るくする条例の見直しです。もっと暮らしを明るくする条例を入れてもいいのではないかと。利雪、親雪、克雪、また市民の役割、市の役割、地域の役割、自助、共助、公助なども盛り込んでほしいと思われま。

大きな項目の2点目について質問いたします。尾花沢市小規模修繕工事希望者登録についてでございます。本市における小規模な修繕工事等における制度は、市内の業者の受注機会の拡大と、市内の経済の活性化に重要なものと考えます。よって以下について質問いたします。

尾花沢市小規模修繕工事についての過去3年間の実績と登録者数の推移を教えてくださいたいと思えます。

2点目、本市において昨年5月より、少額随意契約の基準の見直しが行われております。工事または製造の請負が、130万円から200万円に引き上げております。小規模修繕工事の契約金額が、今は100万円以内となっておりますが、諸物価の高騰も鑑み、130万円に引き上げてはいかがでしょうか。

次に、市内には多くの職人や、請負の方がいらっしゃるかと思います。もっと業者の登録の拡大を促してほしいと思っております。

大きい項目の3点目でございます。経営所得安定対策についてですけれども、担い手農業者等の安定に資するように、また、農業を安定的に発展と、食料を安定的に供給していくために、経営所得安定対策を推進しております。以下について質問いたします。

1点目、水稻生産実施計画書の該当者総数と、提出者の数および未提出者の内訳についてお伺いします。

2点目、経営所得安定対策の交付実績について、令和7年度申請者数、水田活用の直接払交付申請者、ゲタ対策、ナラシ対策の人数と総額を教えてください。

3点目、産地交付金のうち、蕎麦の二毛作の内容と、今後の推進についてお伺いします。

4点目、令和7年、8年は5年1度の水張りルール

## 令和8年3月6日本会議（一般質問）

が課せられておりました。しかし、経過措置として連作障害を回避する取り組みを行えば、水張りをしなくとも交付対象となりますが、その確認方法と4年から7年の間に水張りを実施した農家の数がわかれば教えていただきます。

5点目、令和8年度新年度における水田活用の直接払交付金の、主な変更点についてお伺いしたいと思います。

以上、大まかに3点の一般質問となりますが、再質問については自席にて質問させていただきます。よろしく申し上げます。

◎議長（菅野修一 議員）

市長。

〔市長 結城 裕 君 登壇〕

◎市長（結城 裕 君）

菅藤議員からは大きく3つのご質問をいただきました。順次お答えいたします。なお、1つ目の質問の詳細については、担当課長より答弁いたさせます。

まず、私からは、「雪国の暮らしを明るくする条例」の見直しについてのご質問にお答えいたします。

本市の、「尾花沢市雪国の暮らしを明るくする条例」は、昭和59年の制定以来、厳しい積雪環境にあっても、市民一人ひとりが雪に負けず、明るく活力ある生活を営むための理念として、長きにわたり私たちの心の拠り所となってきました。

議員仰せのとおり、本条例の制定から40年以上が経過しており、その間、社会情勢は大きく変化してきております。現在の雪対策は、単なる生活の利便性確保に留まらず、甚大な除雪経費の負担軽減や、空き家等の屋根雪処理といった新たな課題への対応が求められていることも事実でございます。

しかしながら、この条例が持つ「理念」としての重みは、時代が変わっても色あせるものではないと考えております。この条例は、雪をただ克服すべき敵とする「克雪」のみならず、雪を資源や文化として捉え、雪と共に生きる心構えを説いた、いわば尾花沢の精神の柱であります。

古い条例だからこそ、そこには先人が雪と向き合ってきた不変の哲学が刻まれております。この土台となる精神、すなわち「理念」を安易に書き換えるのではなく、大切に守り伝えていくことこそが、今の時代に求められている本市の姿勢ではないかと考えております。

もちろん、現実の課題に対しては、条例の改正という形ではなく、具体的な施策や支援制度の充実によっ

て迅速に対応してまいります。

具体的には、住宅の克雪化への支援の拡充や、高齢者世帯等への除雪券の配布によるきめ細やかな配慮、社会福祉協議会と連携したボランティア活動への支援など、実効性のある対策を強力に推進してまいります。

古くからの不変の理念を掲げる「条例」と、時代のニーズに即した「具体的な施策」。この両輪によって、市民の皆様が雪国であることに誇りを持ち、将来にわたって明るく暮らすことができる尾花沢を目指してまいります。

次に、流雪溝管理システムと水路の調整方法の将来展望についてお答えいたします。

今年度、NTT東日本との連携協定による実証実験として、本町地区の水源のひとつである長根川の沈砂池及び、流雪溝の流末のひとつである北村山高校付近の2カ所に、24時間監視できるカメラを設置したことで、リアルタイムでの状況確認ができるようになりました。さらに、ただいま申し上げた2カ所に北町地内1カ所を加えた合計3カ所に水位センサーを設置し、設定した水位に異常をきたした場合は、建設課内のシステムに警報が届くという実証実験もあわせて行っております。

また、流量管理システムと水路の調整方法の将来展望についてであります。現在は、通水直前に市内の流雪溝の点検を実施する際に、水量の調整を行っているところであります。今後は市内全域の流雪溝の安定した水量を確保するため、導水路などの大型水路については、デジタル技術を活用し簡易的にゲートの調整ができるようにするなど、業務の効率化、迅速化を図れるように検討していきたいと考えております。

次に、小規模修繕工事希望者登録制度についてのご質問にお答えいたします。

当該制度については、市内小規模事業者等の受注機会の拡大と、市内経済の活性化を目的とするもので、市内に主たる事業所を有する法人または、住所を有する個人であれば建設業の許可の有無や従業員数等を問わず登録が可能となっております。

登録事業者数の推移についてであります。令和4年度、令和5年度、令和6年度のいずれも25事業者となっております。

次に実績であります。令和4年度が51件で事業費の合計が約560万円、令和5年度が61件で約570万円、令和6年度が47件で約500万円となっており、本制度が有効に活用されているものと捉えております。

## 令和8年3月6日本会議（一般質問）

菅藤議員からは、地方自治法施行令改正により少額随意契約の金額が引き上げられたことや、昨今の物価高騰等を踏まえ、小規模修繕工事の対象金額を現行の100万円未満から130万円未満に引き上げてはとのご提案をいただきました。

本市では小規模修繕工事のほか競争入札参加資格者名簿、いわゆる格付名簿を作成し、土木一式工事のほか6工種について格付けを行い、指名業者選定基準に基づいて工事の発注をしております。そのことから、発注区分を整理する必要がありますが、議員よりご提案いただいた130万円までの引き上げについては、双方の制度において発注区分の整合性もとれることとなりますので、今後前向きに検討してまいります。

また、小規模修繕工事登録事業者数の拡大を促してほしいとのご要望ですが、名簿更新時の申請の案内については、市報やホームページはもちろん、登録いただいている事業者様には個別に案内を送付するなどきめ細やかな対応を行い、事業者数の確保に努めております。

登録を促すには、利用実績を上げることも必要であると認識しておりますので、小規模な修繕については登録事業者を積極的に活用するよう周知するとともに、未登録の事業者に依頼するような場合は、是非、当該制度に登録していただけるよう担当課からも声掛けをしてまいります。

次に、経営所得安定対策についての質問にお答えいたします。

国の「経営所得安定対策事業」では、麦、大豆、米粉用米等の戦略作物の本作化や水田の畑地化を推進する「水田活用の直接支払交付金」の支援のほか、諸外国との生産条件の格差から生ずる交付金、いわゆるゲタ対策や、米などの当年産の収入が減少した場合に、その減少額を補填する交付金、いわゆるナラシ対策など、需要に応じた生産、販売に積極的に取り組む農業者への支援を行っております。

まず、水稻生産実施計画書、いわゆる「細目書」の該当総数と提出者数、未提出者の内訳についてですが、令和8年1月現在の「細目書」該当者総数は1,996人、提出者が1,757人、未提出者が239人で、提出率は88%となっております。「細目書」は、水田を所有する方全てを対象に、毎年3月末までに提出をいただいているものですが、市外転出や高齢により農業を行っていない方などには提出いただけていないのが現状です。「細目書」は本市の水田経営の実態把握と、農業者の経営所得安定対策等の交付金申請、また、米

の配分の基礎となる重要な書類でありますので、未提出者については、この重要性の周知を強化し、提出していただくよう努めてまいります。

次に、令和7年度の経営所得安定対策の交付実績についてですが、令和8年1月現在での交付対象延べ人数は410人、交付金額総計は4億595万8,869円となっております。申請者数の内訳は、「水田活用の直接支払交付金」が315人、小麦、大豆、そばに交付される、「畑作物の直接支払交付金」、いわゆるゲタ対策が14人、米などの、「収入減少影響緩和対策」、いわゆるナラシ対策が81人となっております。このうちナラシ対策については、当年産の販売収入額の合計が、過去5年間で算定する平均収入額を下回った場合に、その差額の9割補填として発動されるものでありますが、令和6年産では発動されなかったため、令和7年度の交付金は発生しておりません。

次に、そばの二毛作についてお答えいたします。本市水田で行われている二毛作の状況は、主に飼料作物とそばとの組み合わせとなっております。二毛作を行うかどうかは農業者の経営判断によるものでありますが、実施している農業者数は延べ30人ととどまっております。取り組み農業者は限られています。その理由として、本市のような豪雪地帯では、農作物の作付期間が限られており、短期間の中で作付から収穫までの作業を2回行うことが困難なこと、また、同じほ場で2回作付することにより、作物の品質を保つことが難しいことが挙げられます。農業者が、二毛作のほ場で生産管理をしっかり行い、良質な作物の出荷販売に結び付けることが、課題となっております。

次に、「連作障害を回避する取組」についてお答えいたします。議員のご質問にあるとおり、この取組は5年に一度の「水張り」ルールの変更として、1カ月以上の湛水管理を行う代わりに、令和7年度から8年度の間連作障害を回避する取組を実施した場合、水張りしなくても、「水田活用の直接支払交付金」の交付対象とするものです。その確認方法については、国のルールに従って、取組を講じたことがわかる写真と作業日誌、作業に使用した資材の購入伝票を、農業者から市農業再生協議会に提出していただくこととしております。なお、今年度までに「水張り」を実施した農業者数は、令和8年1月現在で28人、「連作障害を回避する取組」を行った農業者は151人となっております。

次に、令和8年度における、「水田活用の直接支払交付金」の主な変更点についてですが、この交

## 令和8年3月6日本会議（一般質問）

付金の内容に大きな変更はありません。ただし、経営所得安定対策事業としては、支援事業の一つである、主食用米以外の米の生産性向上に取り組む農業者を支援する「コメ新市場開拓等促進事業」の対象作物に、酒造好適米が新たに追加されたことが主な変更点となっております。

国の水田政策については、令和9年度に根本的な見直しを行い、水田、畑を問わず、作物ごとの生産性向上への支援に転換する方針が示されております。今後詳細が示された際には、説明会を開催するなど周知を行いながら、農業者が将来にわたって安定的な経営維持と所得向上に結び付くよう、関係機関と連携しながら経営安定対策を講じてまいります。以上、私からの答弁とさせていただきます。

◎議長（菅野修一議員）

福祉課長。

◎福祉課長（本間孝一君）

私からは1つ目の質問のうち、福祉灯油券についてお答えいたします。

初めに、本市の福祉灯油購入助成事業についてありますが、低所得世帯の冬期間の経済的負担を軽減するため、灯油購入に要する費用の一部を助成するものとして、平成24年度から始まった事業であります。

現在、対象者は住民税非課税世帯でかつ65歳以上の高齢者のみの世帯、65歳以上の高齢者と重度障がい者のみの世帯、重度障がい者のみの世帯、満18歳以下の者とその父又は母のいずれかにより構成されている世帯となっており、一世帯当たり5,000円を助成するものです。

令和7年度の実績としましては、2月末時点で653世帯、3,265,000円を支給しております。また、今年度は物価高対策として、県の追加補助により3月中に当該世帯に対し2,500円を追加支給する予定となっております。

議員からは、豪雪対策本部の設置により、除雪券と共に助成金額を増額する必要があるのではないかとのご質問であります。福祉灯油購入助成事業については、低所得世帯の冬期間の灯油購入に要する費用の一部を助成するものです。よって、灯油購入は、降雪量に影響される除雪券と異なり、豪雪対策本部の設置の有無により需要が変化することは想定していないことから、豪雪対策本部が設置された場合についても助成金額の増額については、現状を維持していく考えであります。以上です。

◎議長（菅野修一議員）

市民税務課長。

◎市民税務課長（斎藤健司君）

私からは雑損控除の内容についてお答えいたします。雑損控除については、所得税法第72条並びに地方税法第314条の2に基づき、所得税や住民税において、災害や盗難等により資産に損害を受けた場合に、一定の金額を所得金額から差し引くことができる制度です。対象となるのは、生活に通常必要とされる資産に関してのみであり、実際に損害を受けた場合の損害額と、災害関連支出の2つに分けられます。災害関連支出としては、主に損害を受けた資産の原状回復のための費用や、損害を未然に防ぐために緊急に必要な措置にかかる費用などがあげられ、これらを法令の規定により計算し控除額を算出するものです。

対象となる災害には、雪害も含まれており、雪害の場合の具体的な例としては、雪が原因となった住宅の破壊や、その修繕費用、あるいは損壊の被害を生じさせないための屋根の雪下ろし費用なども含まれます。以上となります。

◎議長（菅野修一議員）

定住応援課長。

◎定住応援課長（鈴木賢君）

私からは除雪経費の助成の拡充についてお答えいたします。

本市ではふるさと暮らし応援事業により、熱利用の融雪式住宅や、敷地内消融雪装置の設置などに対して、一般世帯には対象事業費の30%以内で最大60万円、子育て世帯と高齢者世帯には対象事業費の40%以内で、最大80万円の助成を行うほか、家庭用除雪機械の購入には、購入価格の10%以内で最大10万円の助成を行っております。その他、県の制度ではありますが、井戸水を活用した融雪装置に対しても補助をしております。

これらの住宅等の融雪設備や除雪機械への支援は他市町村と比較しても手厚いものとなっており、さらに令和8年度からは、特に市民からの要望が多かった除雪機械への補助を、最大10万円から15万円に増額する予定です。

◎議長（菅野修一議員）

防災危機管理課長。

◎防災危機管理課長（間宮康介君）

私からは空き家等の市による雪下ろしの実績と基準及び屋根に残った雪の塊の処理法についてお答えいたします。

今冬、市が実施しました「危険空き家等の雪下ろし」こちらの件数につきましては12件やっております。

## 令和8年3月6日本会議（一般質問）

す。これは災害対策基本法第62条第1項にございます「市町村長は、災害の発生を防禦し、または発生の恐れがある際には、その拡大を防止するための応急措置を速やかに実施すること」という法に則し実施しているものでございます。

また、屋根に残った雪の塊の処理法についてございますが、空き家に問わず、通常の住家、小屋なども含めて、建屋についてはどの形状についても発生するものと思っております。また自然現象なども、当然影響するものと思っております。特に、建屋、建物と建物の間が狭い場所、あとは屋根雪が直接道路に落ちる建物については、早期に雪下ろしを実施していただく他、融雪装置の設置、屋根のリフォーム等を実施していただく必要があると思っております。市でも補助制度を活用していただくなど、何らかの対策を所有者に講じていただくことが必要と思っております。

◎議長（菅野修一議員）

建設課長。

◎建設課長（鈴木敏君）

私からは、市に寄せられる雪に関する対策や、要望の受付状況とSNSの活用についてお答えいたします。

1月23日に豪雪対策本部が設置されてから3月2日までの寄せられた情報は56件ございました。内容につきましては、屋根の落雪の危険性がある建物に関するものや、流雪溝のつまり等による水上りについての情報などで、その方法はほとんどが電話によるものであります。これは、昨年の豪雪対策本部設置時と比べますと20件ほど多く、降雪量などの状況によって単純な比較は困難ですが、情報提供の件数は増加傾向にあるようです。

なお、平常時における電話回線は、建設課が2つ、豪雪対策本部設置時の防災危機管理課が3つの合計5回線を確保しているため、市民に対し電話が繋がらない等のご不便はかけていないものと思っております。

また、市民からの情報提供にSNSを活用することについてであります。本市では令和8年度に市公式LINEの機能強化を予定しており、その際には、従来の行政からのプッシュ型の情報発信だけでなく、市民からの各種申請についても実施できないか検討しているところであります。議員ご提案のいわゆる市民からの通報機能については、そのほとんどが道路の不具合や公園の遊具の破損、鳥獣の目撃情報などに限っているようです。

今後も、お寄せいただくご意見には丁寧に対応させていただきながら、この様なSNSを活用した情報提

供については、まずは道路の不具合情報の提供を対象として、検討してまいります。

◎議長（菅野修一議員）

菅藤議員。

◎7番（菅藤昌己議員）

ご丁寧なご回答ありがとうございます。順次私から再質問させていただきます。

まず、雪国の暮らしを明るくする条例ですけれども、市長からこの理念条例については、安易に書き換えるのではなくとおっしゃられましたけれども、やはり書いてあるのは主に理念ではあるんですけども、克服について強く書いてあるんです。克服しようということで、昭和59年頃かな、設置なったと思うんですけども、やはり今、雪をいかに利用するか、いかに雪と楽しく親しむかということが、非常にいろんなことがあるかと思うんです。今ではなくとも、将来的にもそういう親雪、利雪も含めた形での条例にしていただければなというふうに思っているところです。やはりこの条例については、全国でも相当早い時期にできたものなんです。全国に誇れる条例かなと私も思っているところです。ですから、ぜひ今でなくとも、頭の片隅に入れておいて、ぜひいろいろところで書き加えて変更していただければなというふうに思っているところで、市長いかがでしょう。

◎議長（菅野修一議員）

市長。

◎市長（結城裕君）

基本的な考え方は、先ほど申し上げたような、理念は理念としてですね、古い時代から、非常に厳しい時代にできたという、これがまさにそういう証でもあったんだろうと思います。とは言いながらも、今菅藤議員がおっしゃったようにですね、時代も変わってきて、理念は理念としてでも、また別の雪に対する見方というのこれから必要ではないかという、多分お話だと思いますので、機会を見てですね、何か議論できるような場があれば、また議論させていただいて、変更したほうが良いというようなお話が大勢であれば、見直しをしていくことはよろしいのではないかと、そういう意味での見直しをしていくことはあってもいいんではないかなと。ただ、やっぱり考え方としては、古い時代、厳しい時代を乗り越えてきて、今があるという一つの、まあなんていうか、歴史であったと。ですから、例えば、それはそれとして、また別のものを用意するに、何て言うんですか、その条例としてそういうものがあつたとしても、その条例に準ずるような、

## 令和8年3月6日本会議（一般質問）

市民が目指す雪国の暮らし方とか、またこう変えて、別の枠組みでお示ししていくということもできるのかもしれない。いろいろな角度で考えていけばいいかなというふうに思っております。

◎議長（菅野修一議員）

菅藤議員。

◎7番（菅藤昌己議員）

やはり雪国に暮らす大本の条例なんです。そこからいろんなところが派生するということもありますので、今の総合政策課のでいろんな計画も作っているかと思うんですけども、そこはやはりこの雪を愛する、雪国を愛する条例から発するということですのでよろしく願いしたいと思っております。

次に流雪溝の管理システム関係なんですけども、NTTさんと連携協定をしながら実証試験を行うというところなんですけども、これ費用等は、実証試験ですけども、市とNTTさんだけなんですか。もうちょっといろんな形での、国の機関とか、県の機関とかも入れながら、試験を行ってもいいのではないかなというふうに思っているところなんです。新庄の雪氷研究所とかさまざまなものがありますので、いろんなところで連携して実証試験もお願いできればなと思うんですけど、いかがでしょうか。

◎議長（菅野修一議員）

市長。

◎市長（結城裕君）

まずはですね、この実証実験というものがNTTさんのほうが、こういうなんていうんでしょうか、形で雪国の暮らしを支えていけるような方法があるのではないかなというようにことで、まずは、何と言うんでしょうか、ある一定レベルの中での範囲の中での、実証実験であって、我々もある意味、まだまださまざま工夫を凝らしていかなければいけないところも多分あるんだろうと思います。そういうことで、まずはそれぞれのところのできる範囲内で実証実験、経費も今、NTTさんのほうが主体でやってもらってますんで、それを生かして、そしてまたさらに発展していけるような場合に、必要であればもう少し拡大しながら進めていくということは可能ではないかなと現時点では思います。

◎議長（菅野修一議員）

菅藤議員。

◎7番（菅藤昌己議員）

よろしく願いしたいと思っております。費用面ですけども、予算的なものはまだ要らないということで理解し

てよろしいでしょうか。

◎議長（菅野修一議員）

建設課長。

◎建設課長（鈴木敏君）

今年のまず実証実験でございますけども、費用的にはさほど大きな費用ではない、あくまで実証実験という範囲内ですので、市長が申し上げましたとおり、まずカメラなどの機材設置ですとか、通信にかかる部分につきましては、NTTさんのほうで、費用のほうを負担していただいております。市のほうにつきましては、あくまでその機材を設置する支柱ですとか、電源部分となる電気経費などですので、既決の予算の範囲内で、今現在は実証実験としているところでございます。

◎議長（菅野修一議員）

菅藤議員。

◎7番（菅藤昌己議員）

うまくいくように期待を申し上げたいと思っております。次に雑損控除についてお伺いしたいんですけども、これについては昔々の、昭和56年の1月29日の国税長官の通達がございます。それについては、豪雪の場合における雪下ろし費用等については、雑損控除の対象となる損失が含まれることを確定申告の際に、広報等を通じて周知徹底させることということで、雑損控除については雪下ろし申請を該当しますよということで、明確に、昔々ですけども通達をなさっているんです。これについては、市民税務課長も覚えていらっしゃると思うんですけども、やはり市民が知らないところも多々多いのではないかなというところで、この今、申告シーズンですけども、市全体でこの雑損控除、雪下ろしに関わる雑損控除がどの程度いるか、大体大ざっぱでいいですから、ちょっとお伺いしたいです。

◎議長（菅野修一議員）

市民税務課長。

◎市民税務課長（斎藤健司君）

雑損控除ですけども、昨年度の確定申告の際は、件数まではちょっと把握できてませんが、金額として12万3,100円、多分5、6件の方だと思います。その前の年であれば56万912円ってことで、10数件の方が雑損控除を受けられているようなこととなっております。

◎議長（菅野修一議員）

菅藤議員。

◎7番（菅藤昌己議員）

金額的にはそんな大きくはないかと思っております。雪下ろしにかかった5万円を超えた分が控除になるという

ところなものですから、額的にはそれもないかと思うんですけど、やはり少しの節税として市民の方々が少しでも、そういうことでいい方向に行くように、これはやっぱりある程度教えてもよろしいんじゃないかなというふうに思っているところです。雪による被害と、壊れたりなんかした場合には、こんな形で雑損控除ができるというところで、一つ今後ともご指導よろしくお願ひしたいなと思っているところでございます。

続きまして、そうですね、やはり今の雑損控除ですけども、やはり本市においては、除雪機、これについてはかなり大きな機械、あとはいろんな形で、ローダーとか買っている人が増えてございます。これはやはり企業とか、その会社の時は償却なるかと思うんです。一民間人が、一市民が購入した場合、これは市からの助成があるかと思うんですけども、税的なものがほとんどならないと。また、年間、屋根の融雪等で結構な灯油を焚いたり、いろんなところで金がかかっているんです。雪国でなければいけないところが、雪国ならではの経費がかかっているということで、これはやはり住んだ時の控除類も含めて、国にそういうことを申し上げてもいいんじゃないかと前々から思っていたところなんです。ですから、これは税法上だから、かなり国のことだから、そんな簡単ではないかと思うんですけども、そういう実情をやっぱり訴えてもよろしいんじゃないかなと、いろんな機会を捉えて訴えてもいいんじゃないかなというふうに私常々思っているところですけども、市長いかがでしょう。

◎議長（菅野修一議員）

市長。

◎市長（結城裕君）

すぐお答えできればいいんですが、そうもいかないんだろうと思います。雪に関わること、雪国だからこそその厳しい生活を強いられ、その中で様々なことが起きているということを考えればですね、ましてやもうほぼ災害級の雪が降るといようなことから考えればですね、やっぱりそういう部分での、何と言うんでしょうか、そういう税税金の控除みたいなものはあってもいいのかなという気は確かにいたします。

ただ、税法そのものの考え方の中で、果たしてそういうものが、そういう扱いを受けられるのかどうかというところをもう少し、やっぱり勉強させていただいて、必要であればもちろんそういう要望をしていきたいというふうに思いますので、ちょっと勉強してみたいというふうに思います。

◎議長（菅野修一議員）

菅藤議員。

◎7番（菅藤昌己議員）

ひとつ勉強して、よろしくお願ひしたいと思います。

ひとつ続きまして、空き家の雪下ろしですけども、先ほど除排雪の実績12件というところでありました。これ市のほうで危険箇所だから、いろんな形で持ち主に代わって、雪下ろしとかさまざまな対処をしたかと思うんですけども、やっぱり片付ける際に、その持ち主にどうやって連絡して、まず1点目は対応したか、2点目はそういう雪下ろした額について、本人に後で請求できるのかどうか、するのかどうか、これについてお願ひしたいんです。

◎議長（菅野修一議員）

防災危機管理課長。

◎防災危機管理課長（間宮康介君）

お答えいたします。昨日も畑中議員の質問にもお答えしたところもありましたけれども、毎年10月頃に適正管理通知というものをお出しいたしまして、まずは降雪前の雪囲い、あと冬期間の雪下ろしなどをお願いしているところでございます。

ただ、今回のように危険空き家として雪下ろしをしなければならぬような状況を見受けた時、こちらについては再度その所有者に対して通知をし、雪下ろしをさせていただく旨を通知してございます。なお、請求につきましては、原則所有者の方に請求を行いますけれども、納まるケース、納まらないケースさまざまあります、過去にはあったようでございます。今年度についてはこれから請求をお出しするところでございますけれども、簡単にやることで市が雪下ろしをしてくれるんだというようなモラルハザードが起きないようにだけしたいと思っております。以上でございます。

◎議長（菅野修一議員）

菅藤議員。

◎7番（菅藤昌己議員）

やはりある程度きちんと請求するものはするという原則が重要かなというふうに思っています。そういうところについては、毎年、危険箇所については起こり得ることかなというふうに推測するところでございます。

前年にお手紙とか、さまざまな写真を撮って送付して注意喚起をしているということなんですけども、その持ち主に関しては反応はいかがですか。これによって、例えば電話一本もらったとか、いや分かりましたとか、なんかそういう注意喚起の手紙の効果について

## 令和8年3月6日本会議（一般質問）

お伺いしたいです。

◎議長（菅野修一議員）

防災危機管理課長。

◎防災危機管理課長（間宮康介君）

昨年度の状況になりますけれども、反応についてはほとんど1件、2件の反応でしかないようでございました。以上でございます。

◎議長（菅野修一議員）

菅藤議員。

◎7番（菅藤昌己議員）

やはり空き家については、持ち主がいかに関心があるかというの大きな課題かなというふうに思っているところでございます。危なくなっても市がやってくれるんだというところで、安易にやっぱりね、市がやるんでなくて、大原則としては持ち主が頑張る、その雪下ろし、何か対処していただくというところが重要かなというふうに思っているところです。

次に雪に関するそのSNSなどを通知してのことでも、やはり雪に関しては、尾花沢市民については非常に敏感であると。大きな声でいろんな処理をお願いしたりなんかすると。建設課の前の相談のところで、大きな声を上げて、元気に相談をやっているということが見受けられたんですが、やはりこれが要望等については56件というところのお話なんですけれども、職員がその対応している姿を見て、ああ、これはいろんな面で大変だなというところで見受けられたんです。その方法として、やはりその直接もあれなんですけれども、電話もあるんでしょうけれども、やっぱりSNSを通じて、いろんな形でやれる時代が来るのではないかなというふうに思っているところです。で、総合政策課さんのほうで、LINEを活用した行政手続きのオンライン化事業ということで予算化されているんです。将来的にやっぱり、そういう雪のこととか、さまざまな道路の損傷等については、LINEまたはSNS等を通じてくるようなことが必要ではないかなというふうに思っているところですが、その点、市長いかがでしょう。

◎議長（菅野修一議員）

市長。

◎市長（結城裕君）

まさにですね、今、議員がおっしゃったようにですね、LINE等デジタルを使って、さまざまな調整ができれば、これに越したことはなくてですね。ところがなかなかですね、それでは伝わらない。こちらから

の意思、先方からの意思、住民からの、市民の皆さんからの意思、なかなかそこが難しい。単純なその書類のやりとりみたいなものであれば、それはそれですぐ変えていけるんだろうと思いますが、なかなかそこがうまくいかないというのが現実的な話です。したがって、そこら辺をうまく両面使い分けながら、市民の皆さん、そしてまた我々職員の皆さんも、そういうことにならないように、きちんとお互いの意思確認をしながら進めていければというふうに思っています。

一つ1点ですね、先ほど議員のほうからお話のあった点、ぜひご理解いただきたいのは、我々は決して安易に雪下ろしをやっているわけではありません。そこだけご理解いただいて、やむにやまれず、所有者にはしっかり話をした上でやっていただきたい、やっていただきたいと。なかなかそこがご理解いただけないとすれば、危険だということは、もうその建物のみならず、それ以外のところが危険にさらされている。したがって、我々はやむにやまれず、やらせていただいたということなんです。これはですから、もちろん所有者の責任としてぜひお支払いいただきたいと。これもまたなかなか、まさにそれがきちんとできるところであれば、空き家にもならなければ、危険な場所にもならないんです。したがって、私もいろんなところへお話行った時に、まず空き家にならないことを我々一緒にやらせていただきたい。ぜひ転居される、もしくは親御さんがおられなくなったんで、ちょっと空きますというような時には、ぜひ我々と一緒に、地域の方々と一緒に、対策をお願いしたいということをお話ししましょうということ、私もいろんなところに行ってやらせていただいています。なっからではですね、なかなかもう、にっちもさっちもいかない。揚げ句の果てはもう消息不明みたいな方も出てくるとすれば、やっぱりなる前に対策をしていく。これがやっぱり一番大事なことだというふうに思いますので、これからも引き続き地域の方々にお願いして、そういう対策を進めていきたいというふうには思っています。

◎議長（菅野修一議員）

菅藤議員。

◎7番（菅藤昌己議員）

ひとつよろしく申し上げます。除排雪のLINEでの要望等については、青森県の弘前市で実施しているところです。ご参考までにお願います。

続きまして、小規模修繕工事の希望者登録ですけども、先ほど来、令和4年度、5年度、6年度の実績等を教えていただきました。やはり50件前後で、50万

## 令和8年3月6日本会議（一般質問）

円前後の修繕費の実績だということなんですけども、そういう登録者名簿を見ますと、職人のまち、尾花沢は職人のまちだったのかなど。昔はいろんな形でかなり多くいらっしやったかなと思うんです。大石田町も職人のまちということで、いろんなところで職人が作ったものを飾って展示するところあるんですけども、職人の一人親方等についてですけども、どれくらいいるか、どれくらいいるか、ちょっとご参考まで教えてくださいたいです。

◎議長（菅野修一議員）

商工観光課長

◎商工観光課長（坂木良一君）

お答えいたします。北村山地域のほうに、東根市、尾花沢市、大石田町の地域で建設業、特に、主に住宅建設に携わっていらっしゃる方で、個人で事業をやられている、職人というような方が加入されている北村山建設総合組合がございますけれども、そちらのほうに確認をしたところ、尾花沢地区につきましては140名の職人の方が加入されていると聞いております。

◎議長（菅野修一議員）

菅藤議員。

◎7番（菅藤昌己議員）

市内に140人の職人さんがいらっしやるというところで、まだまだいっぱいいらっしやるなというふうに思っているところです。やはり冬仕事とか、さまざまなご苦勞をされながらやっていらっしやるのかなと思うんですけども、やはりこの制度ですけども、そのうち多分どれくらい登録されているかわからないんですけども、やはりそういう北村山の建設総合組合ですか、そこに加入していらっしやる140名の方々が、ぜひ活躍する場を大きく作っていただければなというふうに思っているところでございます。やはり修理する事業をいっぱい出せと言っても、修理なければ出せないかと思うんですけども、この範囲ですけども、市の建物もそうなんですけども、指定管理も全部含まれるということで理解してよろしいのでしょうか。指定管理している施設等についても。

◎議長（菅野修一議員）

財政課長。

◎財政課長（菅野智也君）

指定管理の施設も公の施設となりますので、対象というふうになるかと思えます。

◎議長（菅野修一議員）

菅藤議員。

◎7番（菅藤昌己議員）

それも含めて、市の修理等については、この登録制度を活用していただいて、大きく盛り上げていただいて、職人等の活躍、仕事の場も増やしていただければなというふうに思っているところでございます。やはりこういう登録名簿も全部で25業者ですか。1番最近の見たら19ということで、少し減っていたようですけども、やはり登録をこれからもいろいろな形で宣伝していただいて、活躍の場をもっともっと作っていただければなというふうに思っているところでございます。その点、市長いかがでしょうか。

◎議長（菅野修一議員）

市長。

◎市長（結城裕君）

そのぐらいの数の方がおられるとして、その方々にどういう仕事をやっていただくかという面、さまざま我々、規模の大小によってですね、それでどういう事業者にどういうことをやってもらうかということになるんですけども、本当に個人事業主の方で、小規模の修繕をやっていただくとした時に、どういう人にどういうものが適しているのかとか、どのぐらいの時間でどのぐらいのあれでやってくれるのかとかっていうところが、なかなかやっぱりお互いにつかめないとあるとすれば、何かの機会を見てですね、ちょっと意見交換をさせてもらえるような。実は私も70周年の組合の祝賀会にちょっと出てきたんですね。ああいう時に、例えばそういう交流をさせてもらって、どういう仕事であればやっていただけるのかというようなことをですね、中心となっている方々ともちょっとお話してみれる機会を作っていきたいと思えます。そして、たくさんの方にやってもらえるようにしていきたいというふうに思えます。

◎議長（菅野修一議員）

菅藤議員。

◎7番（菅藤昌己議員）

ひとつ一人親方というか、その職人の方々の仕事をいかに大切に作っていくかというのも、大きな市の課題ではないかなと思っています。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

◎議長（菅野修一議員）

以上で、菅藤昌己議員の質問を打ち切ります。

次に予算議案の審議を行います。この際、お諮りいたします。日程第2、議第9号「令和8年度尾花沢市一般会計予算」から日程第7、議第14号「令和8年度尾花沢市農業集落排水事業会計予算」までの、予算議

## 令和8年3月6日本会議（一般質問）

案6案件の審議については、全議員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（菅野修一議員）

ご異議なしと認めます。よって6案件の審議については、予算特別委員会を設置し審査することに決しました。

これより、ただ今可決されました予算特別委員会が開催されますので、本日はこれにて散会いたします。

なお、本会議はただ今から休会となり、予算議案の審査終了をもって、3月19日に再開いたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

ただ今より、委員会条例第10条第1項の規定に基づき、本議場に予算特別委員会を招集いたします。

散会 午後2時54分